

監部、部隊等との緊密な連絡を保持するために、幕僚監部または部隊に所属する保安官または警備官を長官官房及び各局に勤務させる道を設けております。

幕僚監部は、前述のごとく保安隊担当の第一幕僚監部と警備隊担当の第二幕僚監部があります。幕僚監部の長は、幕僚長でありまして、これはそれぞれ保安官または警備官をもつて充て、保安隊または警備隊の職務に關し、最高の専門的助言者として長官を補佐するものといたしております。保安隊及び警備隊の指揮権は、すべてもつぱら長官に属するのでありまして、幕僚長は、部隊等に対しては長官の命令を執行するものであります。また幕僚長は、幕僚監部の長として、長官の指揮監督を受けてそれらの幕僚監部の事務を掌理し、保安隊または警備隊の職務及び所部の職員の職務を監督するものとしております。なお、幕僚監部には、部及び課を置き、幕僚副長その他の所要の職員を置くこと等について必要な規定を設けております。

次に保安庁の附属機関であります。一として保安隊及び警備隊の管理運営に關する基本的な調査研究をするとともにその幹部職員を訓練する保安研究所、二として将来幹部保安官または幹部警備官となるべき者を訓練する保安大学校、三として保安隊及び警備隊の装備品等について技術的研究を行う技術研究所を置くこととして、これに必要な規定を設けました。

次に保安庁に、前述のごとく保安隊及び警備隊の部隊を置くほか、第一幕僚長または第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要の機関を置くこととしこの部隊の組織及び編成並びにこれらの機関の組織及び所掌事務は政令で定めることとしております。前述いたしました保安庁の任務のうち、海上における警備救難に關する事務を担当する機関として海上公安局を置きます。この組織、所掌事務、権限等については、先日國務大臣より説明があつたごとく海上公安局法をもつて規定することとせられておるのであります。

第三章は、海上公安局に勤務する職員を除いた保安庁の職員についての任免、分限、懲戒、保障及び服務に關する規定であります。この職員の給與に關しては、別に提案いたされまます保安庁職員給與法案にゆだねております。この保安庁の職員は、その任務の特殊性からいたしまして、現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員と同じく、これを国家公務員法上の特別職といたしましたほか、職員の身分取扱ひについてはおむね現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員の身分取扱ひにならうことを建前として規定してあります。

まず保安官及び警備官の階級は、現在の制度をそのまま踏襲して、保安官については二等保安官以上保安監まで十階級、警備官については三等警備官以上警備監まで十五階級を設けました。また職員の制限、任第等についてもおむね現在の制度にならつて規定いたしました。ただ、保安官のうち保安長、一等保安官及び二等保安官は、二年を期間として任用されることとなつておりますので、後に述べます内閣総理大臣の命令により出動を命ぜられてゐる場合その他二年の任用期間が経過したこと

によりこれらの者が退職することが、保安隊の任務遂行上に重大な支障を及ぼすと認めるときは、長官は、六箇月以内の期間を限つて二年の任用期間を延長することができるといふ特別の規定を設けました。

職員の分限、懲戒及び保障について、おむね現在の警察予備隊及び海上警備隊の例にならつて規定したのであります。また、停年制については、海上警備隊の例になら、警備官のみならず保安官についてもこれを設けることといたしました。

また保安大学校の学生は、一般の職員とはその身分取扱ひを異にする必要を認めますので、その分限及び懲戒について特例を規定してあります。次に職員の服務につきましてもおむね、現在の警察予備隊及び海上警備隊のこれに關する規定にならつて規定いたしました。ただ、保安庁の職員の職務の特殊性にかんがみまして、その団体的規律を保持し、その職務を全うせしめる見地から、勤務態度、服務遂行の義務、指定場所に住する義務等を明確に規定することといたしました。そしてこれらの服務に關する規定に關連して、第六章において、上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者、後に述べます長官の出動待機命令を受けた者で職務の場所を離れた者はこれに於いて一定の期間を過ぎたもの、正当な権限がなくなつたものは上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者、争議行為、怠業行為をした者等に対する罰則を規定いたしました。なお、後述いたします内閣総理大臣の命令による保安隊または警備隊の出動の場合には、事態最も重大で、ま

に職員がその職責を盡し、使命を全うすべきときでありますので、この場合においては、上述しましたような行為をした者に対する刑を加重しましたはその所罰の範囲を広げる等の措置を講じております。

第四章は、保安隊及び警備隊の行動及び権限に關する規定であります。まず保安隊及び警備隊の行動すべき場合についてであります。これには、内閣総理大臣の命令による出動、都道府県知事の要請に基く出動、海上における警備行動及び災害に際しての救援のための派遣の場合を規定してあります。

内閣総理大臣の命令による出動は、非常事態に際して治安の維持のため特別の必要があると認める場合に行われるものであります。この場合においては、内閣総理大臣は、出動を命じた日から二十日以内に国会の承認を求めることを要し、もし国会が閉会中であるかまたは衆議院が解散されているときは、その後最初に召集された国会においてすみやかに、その承認を求めなければならぬこととしております。そして承認の議決があつた場合はもとより、出動の必要がなくなつた場合には、すみやかに出動した保安隊または警備隊に対して撤収を命じなければならぬことといたしております。

なお、これと關連して警備隊にこの出動命令があつた場合において特別の必要があると認めるときは、長官は、海上公安局の全部または一部を警備隊の統制下に入れることができること、及び事態が緊迫し、この出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があるときは、長官は、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊または警備隊の全部または一部に対して出動待機命令を発することができると規定してあります。

都道府県知事の要請に基く出動は、都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合において、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に要請し、内閣総理大臣もまた事態やむを得ないと認めて、部隊の出動を命じた場合に行われるものであります。この場合におきましては都道府県知事は、事態の収まつた後すみやかに当該都道府県の議会に報告しなければならぬものといたしております。また、都道府県知事から撤収の要請があつた場合はもちろん、出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣は、すみやかに部隊の撤収を命じなければならぬこととなつております。

海上における警備行動につきましては、現在の海上保安庁法中の海上警備隊に關する規定にならつて規定されたもので、海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため緊急の必要がある場合に、長官が警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命じたときに行われるものであります。ただ、長官は、この命令を発するに、内閣総理大臣の承認を得なければならぬものとしております。

災害に際しての救援のための派遣であります。これは、天災、地震その他の災害に際して人命または財産の保護のため必要がある場合に、都道府県知事その他の者の要請に基き、あるいは特別の事情のあるときはこの要請を

またないで、長官またはその指定する者が救援のため部隊の派遣を命じた場合に行われるものであります。

以上いずれの場合にも、部隊は行動に際して、その関係ある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国または地方公共団体の機関と相互に密接に連絡し及び協力するものとしてこれを明白に規定いたしました。

以上述べました各行動の場合において、保安隊及び警備隊がその本来の任務を最も有効適切に遂行するため必要な権限、武器の使用等について規定したのが、第六十八条から第七十五条までの規定であります。

内閣総理大臣の命令により出動した場合においては、保安官または警備官は、その職務の執行については、警察官または海上公安官と同じく警察官等職務執行法または海上公安官法中海上公安官の現場付近の人または船舶に対する協力請求、船舶への立入り、船舶停止命令等の職務に関する規定によることにいたしております。また現在の警察予備隊の警察官及び海上警備官と同様の場合には現行犯人のほか、被疑者の緊急逮捕ができることといたしております。保安官及び警備官は、この出動を命ぜられた場合には、これらの規定によつて任務を遂行するのであります。ただこの場合の武器の使用については、警察官等職務執行法の規定によるほか、職務上警護する人、施設または物件が暴行または侵害を受けたは受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか他にこれを排除する適当な手段がない場合、及び多衆集合して暴行もしくは脅迫をしました暴行もしくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧しまたは防止する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合において武器の使用を認めることといたしております。もつともこの場合においても、武器の使用は、その事態に依り合理的に必要と判断される限度で許されるにとどまることとしております。なお、武器の使用については、一般に正当防衛または緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならないものとし、正当の理由なく武器を使用した者に対しては、第六章において罰則を規定しております。

都道府県知事の要請に基く出動の場合における保安官または警備官の職務の執行についても、前同様警察官等職務執行法または海上公安官法中海上公安官の現場付近の人または船舶に対する協力請求、船舶への立入り、船舶停止命令等の職務に関する規定によるのであります。この場合、現行犯人のほか被疑者の緊急逮捕ができることも前同様であります。ただ武器の使用については警察官等職務執行法の規定の範囲にとどめて認めることといたしております。

海上における警備行動の場合の警備官の職務執行については、海上公安官法中海上公安官の現場付近の人または船舶に対する協力請求、船舶への立入り、船舶の停止命令等の職務に関する規定並びに警察官等職務執行法第七條の武器の使用に関する規定によるものであります。なおこの場合において前同様現行犯人のほか、被疑者の緊急逮捕の権限も認めております。

災害派遣時の権限としては、ただ海上においてのみ、三等警備士補以上の警備官の職務執行について海上公安官法第十一條の規定を準用して現場の付近にある人または船舶に対し必要な協力を求めることができることとしております。

以上保安隊または警備隊の出動の場合における権限であります。このほか保安官または警備官については、次のような権限を認めることとしております。

その一は、保安官または警備官が保安隊または警備隊の武器庫、弾薬庫または火薬庫等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に依り合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとしたことであります。但し、正当防衛または緊急避難に該当する場合を除き、人に危害を與えてはならないものと規定しております。

その二は、保安官または警備官のうちで部内の秩序維持に専従する者は、現在の警察予備隊または海上警備隊について認められていたと同様、保安官及び警備官等に関する犯罪、保安官の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪、保安官の所有または使用する物件に対する犯罪について司法警察職員として職務を行うことができるものとしたこととあります。

第五章は雑則であります。本章中には募集事務の都道府県知事及び市町村長に対する一部委任等に関すること、保安官の式及び表彰に関すること、現在海上保安官の航路啓開所で行つております機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を警備隊が行うこと、

保安隊の訓練目的に適合する場合において国または地方公共団体の土木工事を引受け得ること、警備隊と水路官署及び航路標識官署との関係に関すること、保安官の使用する船舶、航空機の標識に関すること等についての必要な規定が置かれております。

以上述べましたところのほか、本章中にはなお他の関係法律の適用除外及び特例について規定を置いております。すなわち保安隊及び警備隊の現状及びその任務の特殊性にかんがみまして、現在の警察予備隊または海上警備隊についてと同様、労働組合法、船員法、船舶安全法、船舶職員法、電波法等の適用を除外することとしたほか、銃砲刀剣類所持取締令、火薬取締法及び航空法について必要な除外及び特例の規定を設けることとしておるのであります。

第六章についてはそれ、関係のところで概略を述べましたので、最後に附則について御説明申し上げます。

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行するのでありますが、既に国務大臣から御説明がありましたように、警察予備隊は、本年十月十五日に廃止することとしております。従つて保安官は、七月一日から発足いたしますが、この法律中保安隊及び保安官にかかる部分は、原則として十月十五日から施行することとしたし、それまでの間は、警察予備隊を保安官の機関とし置き、保安官長官が同時に警察予備隊の長として、次長、長官官房及び各局並びに第一幕僚監部の補佐を受けてこの事務を行うこととし、この趣旨をもちまして警察予備隊令の改正その他の必要な規定を設けております。

次には、この法律の施行に伴う職員的身分取扱についてであります。警察予備隊及び海上警備隊の職員は、それ、原則としてこの法律施行の日において保安官の相当の職員になるものとし、ただ本年十月十五日以後においてなお警察予備隊の警察官としての任用期間が残つております者については、保安官となつた後においても、その任用条件、身分及び職務並びにこれらの者に対する罰則の適用については、その間、なお従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例によるものとしたしております。

その他本年七月一日以後十月十四日までの間において警察予備隊の警備長以下の警察官に採用されたまたはこれに再任用される者の任用期間並びに本法の施行に伴い必要となる地方自治法等の一部改正の規定を置いてあります。

以上をもちまして本法案の内容の概略についての御説明を終ります。

○八木委員長 質疑の通告がありますから、順次これを許します。松本君。○松本(善)委員 たいだ保安官法案の提案の理由を聴取したしたのであります。理由が、まことにけつこうなことであると思ひます。なかなか、わが国の平和と秩序を維持して、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し運営する、及びこれに関する事務を行う、あわせて海上における警備、救難の事務を行うことを任務とするものであります。が、まことに今日独立のときにおいて、またその實際に移らんとし失する感があるのであります。その中

において二、三ただしたいことがあります。

まずその第一点といたしましては、旧来警察予備隊というもののあり方は、私どもが今日考えておる考え方とはちよつと違ひはせぬか、独立後における警察予備隊というあり方を考えて提案に相なつておりますところの保安庁というもののあり方を考えて、今までやつておつたような訓練でいいかどうか。精神的な訓練というものが、少くともわれ／＼としてはもつとこれを強調して考える必要があると思ひます。なぜかといえば、たとえば予算の範囲において退職金がどうなる、あるいは今後保安庁が発足した場合においては退職金が出ないのじやないか、かような点が今後の大きな問題として取上げられる一端にやあるまいかと思ふ。その意味において、いわゆる保安隊なり警察隊なりの精神的なあり方をどうすべきであるか、これがまず第一点としてお尋ねしたいのであります。

次に、現在わが日本が独立をいたしましたけれども、外務省の外局でありましたところの入国管理庁のやつておりましたところのこの仕事は、もちろんあるいは法務省の主管に属すると言われる節もありますけれども、私の個人の意見を、もしも申し上げる場合においては、この保安庁の中に入れてもらつた方が非常に治安関係におきましてもよかつたではないか、かような考えはあるのであります。この点についてもたまたましたのであります。

庁の分野に關係するか。たとえば入国管理庁のあり方から非常に朝鮮人の諸公は密航者が多い。健全なところのパスポートを持つておられぬ、かように私はしば／＼考へるものであります。また実際の面において、かつて内閣委員会で派遣せられたわ／＼が、秋田と新潟を視察しました場合において、かようなにせのパスポートがあるというのを耳にしたのであります。その際におきまして、私どもが研究として取出したものは、いわゆる検査庁とそれから予備隊と海上保安隊と入国管理庁、かようなものが一体となつてその密航者またはにせのパスポートの捜査に當るならば、完全になし得るというふうな結論を見出されたようであつたのであります。ただいま提案に相なつておられますところの保安庁案によりますれば、私はこれのみでは十分になし得ないのではないか、かような懸念を抱いておるものであります。

最後に私たちが今後この海上の關係において、警備救難の事務というやうなものを取上げて、もう少し積極的な面がここに考へられればよいというのが私の考えであります。この点についてはどういふやうに保安庁の案で盛られたか、かようにたまたましたのであります。

〇大橋國務大臣 松本委員にお答えを申し上げます。御質問の第一点は、警察予備隊の精神訓練については、從來必ずしも十分であつたとは言えないのではないか。従つて独立を契機として、これについては特に力を入れる必要があるが、それについていかなる点を主眼として今後の精神訓練に留意するつもりであるか、かような御質問の御趣意と承つた次第であります。すべて機關を運営いたします場合におきまして、機關がいかにできておるかどうか、またその裝備がどうなつておるかということは、もとより大切なことでございしますが、しかしながら特にこれに従事いたします職員、警察の精神的な心構えというものが非常に大切であるという御意見につきましては、まったく同感に存するところでございします。ことに警察予備隊あるいは保安隊、警備隊のごときは、その任務の性質といたしまして、特別の必要のあつた場合に出勤すべきものである、従つて平時は職務の執行というよりはむしろいつあるか知れないところのことでございまして、不常に訓練を續けて行くといふことでございします。このことは、平生いつあるか知れない仕事について、長期にわたつて不常の訓練を續けるというところでございしますから、非常に困難なことであり、その基礎にどうしてもしつかりした精神的な基礎がなければできないといふことは、申すまでもないところでございします。警察予備隊創設以来今日まで、この点につきましては、当局といたしまして、いろいろ苦心をいたして参つたのでございします。特にこれらの部隊において注意しなければならぬ点は、必要のある場合において行動する責任があるのではありませんが、その場合の行動といふものは至つて危険の程度の高さといふものでございします。従つてこの自己の一身に降りかかつて来るところの危険を冒してその職責を履行いたすといふことにつきましては、上ほどのしつかりした心構えを養成しなければならぬ、こゝういふことはもとより申すまでもないところなのでございします。これらの点につきまして、精神的な訓練を重視しろという御意見は、これはまことにごもつともな点でございまして、今後保安庁設立後におきまして、訓練において最も重点を置くべきところであると存するのでございします。かような精神的な心構えの基本をいたしまして、いかなる点に留意することが適當であるかといふことにつきましては、今日まで私どもの研究をいたしまして、おのづから二つの点を眼目にいたして行くことが上からいふ考えに到達いたしております。その一つは、この國家の治安を維持するといふことは、ひつきやう憲法の精神となつております。民主主義また法治主義といふものを、あくまでもこれらの機關が實力をもつて維持することによつて憲法を守り続けるといふことなのでございします。それから、憲法擁護といふ強い精神がその基礎になるべきであり、特にわが國の實情から申しますと、民主主義を守つて行くといふことが、この精神的な訓練の眼目となるべきものであらうと存するのであります。次に危険を冒して自己の職責を遂行してもらわなければならぬといふ点から考へますと、愛國的な熱情といふものを強く持つて行かなければ、かような困難なる仕事はなか／＼完全に遂行することができないのではないかと考へまして、現在まで警察予備隊の精神的な訓練の目標といたしましては、民主主義をどこまでも守つて行く同時に祖國及び民族を愛し、そのためにはいかなる危険を冒しても犠牲的に奉仕して行くといふ愛

國的な情懷を養つて行く、この二点を眼目として訓練をいたして参つたのであります。このことは今後においても必要があることであらう、こゝういふうに考へておる次第でございします。

第二の点は、保安庁に入国管理庁を統合することが、治安機構の全体の構想からいって適切ではなからうかといふ御意向でございします。保安庁の一部をなします海上公安局は、海上におきます法令違反の取締り、特に入国に關する法規の違反の取締りについても取締りをして参るのでございします。それから、入国管理の事務にはきわめて密接な職責を持つものであることは申すまでもございしません。しかしながらこの入国の管理といふ仕事は、よく考へてみまするといふと、不法に入国いたします者を實力をもつて予防するといふことも一つの仕事であり、またこれに違反したる者を検査するといふことも一つの仕事であります。が、同時に入国した者が国内においてわが國の治安あるいは内政の面において好ましくないといふ人物であります。これに對して退去命令を發するといふこともあるわけであり、また不法入国者を逮捕いたしました場合におきましても、その実情に應じてこれを強制退去せしめるということがあるわけでありまして、これらの行政処分は單に實力をもつて行動をするといふ面だけではなくして、その關係者のありました場合にこれを逮捕いたしますと同時に、諸般の事情を詳細に研調べまして、そして退去命令を發するのであります。当然退去命令を受けました者が退去といふことを強制されるこ

とによりまして、日本国内における居住権を制限せられる、あるいは財産権その他についても重大なる影響を及ぼすことに相なるわけでございまして、自然人権の侵害という結果をまねがれない事柄なのでございします。従いましてかように人権に對して重大な影響のある事柄につきましては、実力行使の機関が直接にその権限を行うというよりは、別に調査機関を設けて、別にその調査に基く判断の機関を設けまして、あらゆる角度から慎重に審議、調査、決定いたしまして、いさしくもみだりに人権の不当な制限を招くようなことのないようにいたさなければならぬ、こういうふうにも考えられるわけなのであります。今回の行政機構の改正にあたりましては、政府といたしましては特にたゞいま私の申し上げました第二段の点を重視いたしまして、民権の保護を使命といたしておりますところの法務府において、これらの行政事務を所掌いたしますことが、現在の段階としては適當ではなからうか、こう考えまして、一応入国管理庁はこれを法務府の所轄にいたします。そして保安庁におきまして出入国の取締りに当ります機関でありまるところの、海上公安局並びにこれと協力いたします警備隊というものは、この法務府所掌の入国管理庁と十分なる連絡をとりまして、仕事を推進いたします上に支障なからしめるようにいたしたい、かような構想で一応考えたわけでございします。もとより行政のことはその当時の実情に應じてそれにふさわしい機構を考へるといふことが、しかるべきことと存じますので、私どももいたしましては現在の段階にお

いてはまず保安庁でなく、一応法務府に入国管理庁を置くことが適當であらう、かような見解のもとにこの案を考へたわけでございします。なお当局といたしましては、非常に錯綜いたした行政機構でございしますから、今後とも十分双方連絡をとつてこの目的を達するよう努力いたしますつもりでございますが、同時にいたしてかような機構が運用の實際に當つて所期の効果を上げ得るかどうかということについて十分慎重に検討いたします。將來において必要があるならば重ねて十分に研究を續けて参りたい、かように考へておる次第でございします。

それから第三の御質問は、第三國人、ことに朝鮮人と保安庁の関係はどうであらうという点でございします。朝鮮から相當な密入国があるということ、は、從來の検査の実績から申しまして、も肯定できるところでございまして、わが国における密入国の実情は、朝鮮からいたしますところの者が最も多いように今日までの結果では現れておるわけでございします。従いまして海上公安局並びに警備隊において、これらの密入国の取締りをいたすことが職責と相なつております関係上、この朝鮮人の国内に不法に入国して来るという問題につきましては、保安庁としても多大の関心を持つておるわけでございします。ただ上陸いたしました後に警察が第一次にその職責を持つという建前になつておるのでございします。で、今後海上におきまする保安庁の機関は、警察あるいは入国管理庁と十分連絡をとりまして、この問題を取扱つて参るはもちろん、また今日国内

治安の面におきまして、また將來予想されますところの国外からの不法な破壊的活動という面から申しまして、朝鮮人の動向というものについて十分注意を要する必要があると存じておるのでございします。しかしながら、このことは朝鮮人の一部に危険分子が相當あるということを意味するのみでありまして、今日国内にあるところの大部分の朝鮮人諸君は、すでに終戦後朝鮮に帰ることを認められまして、日本において、みづから朝鮮に帰るよりも日本ににとまりまして、日本国とともに自己の運命を開き、日本国とともに繁榮したいという念願を持つておる方々が大部分でございします。また、これらの大部分の方々は、治安の面についても十分今後とも協力を願ひ得ると確信をいたしておるのでございします。ただし不幸にして一部破壊的な分子があるから、これについては相當注意を續けなければならぬ、こういうふうにお考へておるのでございします。

最後に、警備、救難事務の積極化が必要であるという御意見でございします。今日海上保安庁の持つておられます施設も決して十分ではございしません。このたび海上警備隊が新しくできまして、ここに米國より貸與を受けました船舶を相當数持ち、そしてこれが警備、救難の事務についても、必要な場合には応援をするという態勢を整えて参つたわけでございします。しかしなお日本の近海は、國際的な關係から、また地理的な關係から、海難とあるいは海上の不法行為というものが相當に多いところの海面である、こういうことが考へられますので、今後とも御説の通り警備、救難の事務は、保安庁といたしまして、決してこれは外局で片手間にやつておる仕事であるというふうな考へでなく、他の仕事と同様に重要な仕事であるという考へのもとに、研究を進め、施設の拡充に努力をするという心構えで進むべきものである、かように考へる次第であります。

○松本(憲)委員 たいだいまの御説明了承いたしました。もう一点だけ承知したいのであります。それは都道府県知事の要請に基きます部隊の出動の認定でございします。それが、やむを得ない必要があると認める場合、かようなことであります。それが、實際問題として、どのような方法で、内閣総理大臣が事態やむを得ないと認定されるか、その範囲であります。この一点をたゞしておきます。

○大橋國務大臣 御指摘のごとく、この規定はきわめて漠然としたものであるでございします。が、ねらつておられる趣旨は、保安隊あるいは警備隊というものの、国内治安の面において引受けるべき役割というものは、これは常時、普通の場合に、一般的権限として国内治安のため必要な仕事に携へるということではなくして、一応国内の治安を維持する責任は一般警察にある、すなわち國家地方警察並びに自治体警察が、通常の場合においては、その地方々々の治安の確保の責任に當る、これが国内の治安の体制である、こういうふうにお考へておるのでございします。かような場合におきまして、警察力といふものは、一般的状態といふものをまず基準にして定員を定め、裝備を定めております。非常の場合には

おいて、警察力が不足するといふことは十分に考へ得ることとございします。もちろん一地方において警察力が不足をいたしましたといつて、すべての場合に警察部隊が出動すべきものではなくして、その地方の警察が足りなければ、一応その地方の警察といたしましては、まず他の余裕ある地方から警察力の応援を頼んで、警察力によつて治安を維持して行く、これが本来の考へ方なのでございします。かような方法を講じて、なお事態がきわめて重大でありまして、警察力をもつてしてはとうてい事態の收拾不可能である、こう認められた場合には、やむを得ず他に方法がございせんので、警察予備隊を出動せしめるということもやむを得ないことではなからうか、こう考へるわけでございします。従いまして、ここに事態やむを得ずということとは、いかにしても通常の警察力をもつていたしましては、事態の收拾が不可能である認められるような場合、こういう意味に御理解願ひたいと存ずるのでございします。もちろん運用上もさうにいたすべきものと考へております。

○八木委員 船田二君。船田委員、ごく簡単に二つ、三つ御質問申し上げたいと思ひます。実は私大橋大臣が提案理由の御説明をなさつたこの前の委員会にやむを得ない用事で出席いたしませんで、その御説明を承らなかつた。その提案理由の説明の原稿を見たいと思つたところが、この法案に限つて提案理由の説明の原稿がわれ／＼に配られておらない。大体が、政府側から提案理由の説明がある場合には、それより前に原稿が配られてお

るのが例でありまして、また今われわれの委員会にかかつている三十件足らずの法案のほとんどすべてについてそういう例が守られておるのですが、この法案についてだけ特に政府がそういうことをおやりになつたその趣旨がよくわからないのです。よりやくけさ委員会が始まる前にここへ来て受取つたようになつて、従つて大臣の御説明をまだよく熟読するに至つておりません。そんなことで、すでに御説明があつた点を繰返しお尋ねすることになるかもしれませんし、また十分に調査研究がなされておりませんので、さしあたり二、三点御質問申し上げるつもりです。

第一に、政府はつい先ごろ海上保安庁法の改正法律案を国会に提案されまして、もちろんわれ／＼は、この海上保安庁法の改正法律案に対しては反対したのでありますが、多数でもつて政府は押し切つて、改正法律案を成立せしめてしまつたのでありますが、それがわずかに五十日足らずの間に、この海上保安庁法の改正法律案とは非常に趣旨の違ひ、まづたく性質を異にする保安庁設置法を今度提出しておられるのであります。大臣の提案理由の御説明の最初の方を見ますと、今度のこの法

案を提案するのは、行政機構の改革の基本的構想に基いて現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接の關係にある海上保安庁の機構で水路、燈台等に関する部分を除いたものを統合をするためにこゝういふ法案を提出するのだということになつております。つまり行政機構の合理化、簡素化の趣旨で保安庁を設置しようという御説明のように解釈できるのであります。大體行政

機構の改革とか合理化とかいうことにつきましては、すでに現政府は成立以來何度となくこれをやるのだということとを声明して、その準備を進めて来てあるはずなんです。従つてこの前に海上保安庁法の一部改正の法律案を提出するときには、すでに現在の保安庁法案のようなものを提出するということの構想はあるはずだと私は想像するののであります。ところがその想像とは違ひまして、海上保安庁法の改正法律案が提出されて、それが成立して間もななくこゝろいうような保安庁法案が出て来る。私から考えますと、非常に政府の無力針乱雑ぶりが発揮されているのではないかというふうに考えられるのであります。こゝろいうふうに何らの方針なしに思ひつきのような法案をぼつりぼつり出したからといつて、国会が一々審議しなければならぬというやうなことは考えられないことであるといふふうにも私は思うのであります。そういうやうな点について、海上保安庁法の改正法律案というやうなものを成立せしめたあとで幾ばくもたないうちに、なぜ今度のような法案を御提出になつたのか。その事情についてこれに對する國務大臣の御意見をまず承りたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 船田委員の御質問は、まことにごもつともに存存るのでございます。お話の通り、ついこの間海上保安庁法の改正をやつたばかりであります。この際その海上保安庁の機構について根本的な改組を加えておりますところの本法案が出て来た。これは前後考えてみると行き当りばつたりで、おかしいではないか、こういう御意向でございます。確かにそういう非難は

免れないと存ずる次第でございますが、しかし御指摘になりました通り、すでに海上保安庁法を提案いたします際にも、行政機構の改正ということについて政府はある程度調査を進めつつあつた。そして当時法案の御審議の際にも、御質問に對しまして、保安庁法を立案中であるが、それができ上つた場合にはいづれ海上保安庁の事務の一部はこの保安庁の方へ移り、また機構もその方へ移るようになるであろうという御説明は、当時から申し上げておつたつもりでございます。従いまして結果的に申しますると、短期間に矛盾した法案が提案される、これはまことに行当りばつたりのように見え

ますが、当時から大體構想の結晶として出て来る形については御説明を申し上げ、御理解を願つておつた次第なのでございます。それではそれをなせようというふうに二段にわけて提案しなければならなかつたかという点でございますが、この点も前回御説明申し上げました通り、実は米國から海上警備隊のために貸與を受けますについての船舶が、四月早々に日本に到着いたしました。そうして日本政府としては、將來の海上の治安維持並びに警備、救難の仕事のために、この船はぜひとも

必要でありますので、できるだけ早くこれを受領する必要がありますが、たわけてございます。しかしこれを受領いたすということになりますと、現在の要員をもつては手不足と相なりますので、従つて増員をしなければならぬ、その増員をするに当りまして、あらかじめ人を採用し、これにこの新しい型の船を操作するだけの訓練を前もつて積んでおかなければならぬ。こうい

う事情をもちまして、案は関係職員との募集を取急ぎましたので、そこで全体の構想についてある程度のもたまりはできておりましたが、しかし諸般の取調べ並びに打合せ等の関係上、具体的な法案をつくり上げるに至らない間に、一応海上保安庁の職員の増員だけは提案しなければならぬ。こういう状況にあつたわけでございまして、そのために非常に取急いで前回の提案をいたし、今回準備の終了したところまで新しく提案をいたしたということになつた次第であります。事情はさような次第でございまして、ぜひとも御了承をいただきたいと存ずるのでございします。ただ結果的に見ますと、まことに

に不手ぎわであつた。これは事務手続として不手ぎわであつたという非難は私どもも免れないところであらう、かように存するのでございます。ただ実情を申し上げて御了解を得たいと存じます。

○船田委員　その次にこの法案によつてつくらるべき保安庁という機構の性格をどういふふうにお考えになつておるかについてお尋ねしたいのですが、法案の第四条を見ますと、「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要が

ある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」というふうになつておりまして、海上における警備救難の事務というのが非常に二次的、従属的な取扱ひを受けておるように見えるのであります。つまり何と申しますか、警察補助、警備補助の機関として保安庁をおつくりにならう

というお考えなのか、それとも一つの防衛機構をつくり上げようとなさるののか、この法案の第四条を見ますと、どうも防衛機構としての保安庁をつくらうとする御意思のように見受けられるのでありますが、その性格について御答弁願いたいと思います。

○大橋国務大臣　これは保安隊及び警備隊の性格にも関係して来る事柄であると思いますが、第四條の趣旨といえますところは、保安庁は保安隊及び警備隊の管理に関する機関である。と同時に海上における警備救難の事務を行う機関である。この二つの使命を負つておるわけでございます。これらはどちらが主でどちらが従ということ

はないのでございまして、どちらも保安庁の大切な使命であるのでございします。そこでこれが防衛の機構であるかと、あるいは警察的な機構であるかと、という御質問の核心に触れて参るわけがございしますが、このことは保安隊及び警備隊というものが防衛機構であるか、警察機構であるかということと不可分の問題のように考えられるのでございします。

そこで保安隊及び警備隊についての政府の考え方を申し上げますと、保安隊、警備隊というものは、これは政府と

いたしましてはわが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特に特別の必要ある場合において行動する部隊である。こういうふうな観念をいたしておるのでございましてこの特別の必要がある場合において行動するということは、すなわち平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するといふのは、これは国の基本的目的でありまする治安目的すなわち警察の一部で

ある。そうしてその警察につきましては、すでに国といたしましては、警察法によりまして一般的な機関を設けておるのでございます。通常の場合においては、この警察機関が平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護する職責を負うわけでございます。ただその力の足らざる場合に、これを補うために特別の部隊を設ける必要があると政府としては考えまして、そのために保安隊、警備隊を設けた次第なのでございます。さような保安隊、警備隊が警察機構であるか防衛機構であるかということに相なりますと、これはここに掲げます通り、平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するといふ、国内治安のための機関として政府はこれを設けるわけでございます。しかしながら国外からの不法な侵略あるいは国外と通謀いたしました内乱、こうしたい

ゆる直接、間接の侵略といふことを考えますと、かような直接、間接の侵略といふものは、ひとしくわが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護する上から申しますと、重大なる障害をなすことは、一般警察の対象となつております犯罪と同様でございますから、どこまでも平和と秩序を維持し、人命、財産を保護し、国内治安をどこまでも維持するといふためには、かような直接、間接の侵略に對しまして、これに對応する措置をとらなければ治安の目的は達し得ない、そういう状況にあるわけでございます。従いまして、保安隊、警備隊は一般治安のために設けられたものではございますが、直接、間接の侵略に際しまして、当然その場合に攪乱されますところの国内治安をあくまでも守り通すために行動する

特別の必要がある、こういうふうに思つております。

○船田委員 ただいまの大臣の御説明では、保安隊は防衛事務と同時に警察事務を取扱う、その二つの間に主従の関係がない、軽重の関係がないというお話で、つまり保安隊は防衛機構であると同時に、警察補助機構であるといふことになると思ふのでありますが、そういうようなことは、この防衛事務とそれから警備事務と申しますか、この二つはその事務の本質上性格が、まったく相反するといふわけではございませんが、非常に違つた性質のものであります。この二つの非常に性格を異にするものを一つにまとめてしまふといふことは、今度政府がおやりにならうとする行政機構の改革——改革といふのは、言うまでもなく、合理化であり、簡素化でなければならぬわけなのであります。その趣旨と必ずしも一致しないので、むしろ事務の混乱を来すおそれがあるのではないかといふふうに考へられるのでありますが、それについて御意見を伺わしていただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 これも私もある程度までどうもつとも存ずるのでございます。防衛と一般普通警察といふものは、できるだけこれを区分した方がよろしいといふ考え方につきましては、政府といたしまして、一般的の考え方としては、まったく同様に存ずるのでございます。従いまして陸上におきまする機構につきましては、保安隊においては保安隊だけを管理する、一般警察は警察法によつて別個の機関において管理するといふ考え方にいたしております。この陸上における考え方

をそのまま海上に及ぼしますならば、保安隊においては警備隊だけを管理すればよろしい、海上公安局の關係の警備隊事務は、別の海上警察機関といふものを設けるか、あるいは他の機関においてその事務をやるかよろしい、これは理論上その通りだと私も存ずるのでございます。但しここで考えなければならぬ点とは、何分にも海上においては、警備隊においても、警備隊事務の關係においても、どちらも船舶を必要としたものでございまして、今日わが国といたしましては、国力に比して非常に長い海岸線を持つておる、そうしてこれに對して十分なる船舶を配置するに至つておらないといふような事情でございまして、そのため警備隊のごときは、さしたあたりはもつぱら米國から船舶を借り受けるというやうな措置を講じなければならぬ状態であるわけでございまして、従いまして船舶が非常に少い現在の状況といたしましては、行政機構の面におきましても、單に理論の面からのみこのあり方を決定するといふことはできかねる場合もあるわけでございまして、船舶がなければどうしても執行不可能な行政事務につきましては、この船舶をできるだけ能率的に、経済的に運用し、限りある船舶をもつてできるだけ仕事の需要に應ぜしめるといふことが一面から言つて實際上必要である、こう考へなければならぬ面もあると思ふのでございまして、政府といたしましては、仰せのごとく、理論上この兩者を分離するといふことが適當であるといふ原則は十分に了承いたしたのでございますが、實際的、経済的な面からいまして、

限りある船舶をもつてできるだけこれを能率的に多角的に利用をいたすといふ点から、当分のうち警備隊の仕事を保安隊にあわせて所掌せしめることは、この場合適當の処置である、この判断をいたしました次第でございまして。

○船田委員 最後にこの法案によりまして、海上保安隊といふものを解体してしまつて、警備隊の事務と水路、燈台等に関する事務とをわけてしまひまして、あとの方の事務を運輸省に属させるといふことになつておりますが、こういうやうに警備隊事務と水路、燈台の事務とを分離してしまふといふことは、防衛といふことをあまりに強く考へて、人命を救助し、國民の財産を保護するといふ海上の保安業務の方を輕視したきらいがあるのではないかと、いふふうに考へられるのであります。その点についての政府の御意見を承りたいのですが、関連しまして、こういうやうに國民の生命、財産の保護といふことを、防衛のために犠牲にしかねないやうな機構をつくるということ、ことにさういふ機構をつくること、ことにそれと警備隊と海上保安隊とを統合してしまふといふやうな趣旨で、こういう機構をつくるということは、海陸合同の防衛態勢をつくりあげるといふことになるおそれがあるわけで、それを軍備と言ふことが適当かどうか、これは單なる言葉の争ひでありまして、實質的に申しますと軍備といわれてもしかたがないといふふうに私は考へるのであります。これまでも政府は常に再軍備はしない、憲法は改正しないといふ方針を明らかにしております。大橋國務大臣も、この委員会などにおきましてもしばしば、そ

いう趣旨のことを述べておられるのであります。はたしてそういうやうな立場を政府が常に堅持しておるといふならば、むしろせつかく三年、四年かかつてやうやく整備されて参りました海上保安隊をまず強化して、そうして將來必要があればはつきりと憲法の改正を行つて、そういうやうな点について何かや／＼した点をなくして、防衛機構の確立を期するといふやうな行き方をした方がよいのではないかと、こんなふうに私は考へるのであります。こういうやうな点について、ことに憲法といふゆる再軍備と申しますか、現在政府が行つておるやうな方向への防衛態勢の強化といふこととの關係について、これはたび／＼問題になつたことではあります。重要なことでありますので、繰返しお尋ねする次第であります。その点について大臣の御説明を願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 警備隊の上から申しまして、警備隊の船舶の仕事と、水路、燈台の仕事とが非常に密接な關係のあることであり、また海と警備隊の活動といふ上から申しまして、ひとり警備隊だけでなく、水路、燈台の事務といふことが不可分の關係を持つておることでございます。この点は事實御指摘の通りでございます。従つてせつかく海上保安隊においてコースト・ガードとして一体になつておる水路、燈台を警備隊の仕事と切り離すといふことは、この点においては非常に不便を致さないと存ずるのでございまして、しかしただこの法案におきましては、警備隊の任務遂行上特に必要ありと認める場合には、水路官署または航路標識官署に對して、保安隊

長官から協力を求める、水路官署または航路總監督署はこの協力の要請に応じなければならぬという趣旨の規定を第八十二条に置くことによりまして、今後の運用上支障なきを期したい、こう考へておるのでございます。要は一般の警察的な仕事と、海上警備隊の仕事はこれは陸上における保安隊、警察の仕事が分離されておるうちに、分離をしておきたいことが、理論上は適當である、但し実情やむを得ざるために、現在の段階においては船舶の運用を伴いますところの警備救難事務だけは、この保安隊と一緒にしてやるという趣旨でございまして、この扱いは、将来におきましては、なお十分に研究を續けて、適切なあり方に磨きおしめるようにしなければならぬ、こう考へておるわけでございます。またこれらの点から見まして、当分の間保安隊をつくつても、海上保安隊は海上保安隊として、現在のように別個に置いておく、将来再軍備をはつきりするといふような場合において、あらためて考へるということがいいではないかという御意見でございます。この御意見につきましても、まことに道理あることと存するわけでございしますが、ただわれ／＼は保安隊に對しましては、警備隊に對しましては、今後これを補充いたして参りますと、十分に將來のために考へておかなければならぬ点がございまして、その点はどういふ点であるかと申しますと、たゞ国内治安維持といふことが主眼となつてでき上つたものにいたしまして、これらの陸上、海上の部隊といふものはいずれも部隊である、そしてある程度の武器を持つておるといふ点から見ま

すると、これは最近の各国の軍隊に比較すれば微々たるものかもしれませんが、しかし数十年前の軍隊から見まするならば、相當な威力を持つておるものでございまして、これは国内の政治の上から申しますと、軍事的機關と同じような注意をもつてこの機構といふものをくふうしなければならぬ。国内においてはそれが軍隊であるか軍隊でないかということよりも、とにかく最強有力な実力機關である、こういう点に着眼いたしまして、これが運用に關する機構といふものを十分民主的に運営することの可能なような仕組みを考へておくことが必要であると思ひます。ことにわが國のごとく新憲法施行後日も浅く、また旧憲法のもとにおいてはかような国内における最大の實力部隊でありました陸軍、海軍といふものが、國政の上に大きな影響を及ぼした、これが民主化を妨げた、こういうような点から考へますと、今後保安隊、警備隊といふものの増強を考へまする以上は、今日においてこれに對する管理の行政的な機關といふものがあり方をしつかり確立しておくといふことが、將來のために必要である、これが民主主義憲法を守るための大切なことである、こう存ぜられるわけなのでございまして、かような点から政府といたしましては、將來の増強といふことを予想される今日の段階において、これらの実力的な防衛にも用いられ得るような機構、また国内においてはかつて軍隊が担当したような内乱、暴動の際における最後の實力行使機關、こういう実体にかんがみまして、この際に民主的な機構を確立するといふ意味において、少くとも海上警備隊はこれを

新しい機構において管理せしめることが適當である、こう考へたわけなのでございします。かような事情からこの法案の提案をいたした次第でございします。

それから再軍備と憲法との關係につきまして、重ねて御質問があつたのでございしますが、この保安隊及び警備隊といふものが現在の警察予備隊及び海上警備隊の名称をかえて誕生することになつておりますが、しかしこれは提案の説明においても申し上げましたごとく、現在の警察予備隊また海上警備隊が持つておりますところの任務なり使命といふものをそのまま引継いでこれを拡充強化すると同時に、特に警察予備隊につきましては、二年間の経験に基いて、規定上不備と認められる点を補充するといふ趣旨でありまして、保安隊法の規定といふものは、現在の警察予備隊並びに海上警備隊の性格任務を何ら変更するものではないのでございまして、これは再軍備とは關係ない国内治安機關の拡充強化である、こういう趣旨で、政府としてはこの法案を立案いたした次第でございします。

○結田委員 もう一、二点確かめたいところもあるのでございしますが、時間があまり長くなりますから、一応これで打ち切ります。

○八木委員長 木村榮君。

○木村(榮)委員 最初ちよつと委員長にお伺ひしたいのですが、私は相當たぐさな質問をしたいので、きょうは時間はどのくらいおやりになるか、その点を聞いて、時間がなければ簡單なことだけ聞いておきたいと思ひるので

○八木委員長 お答えいたしますが、關係法案が三十余にも及びますので、理事会において決定を見ました日程に従ひまして、一走り總括的な質疑は一通り済ましたい、そしてなお必要な点をとらえて、重點的に公聴會後に質疑を行ひ、こういう方針で審議を續けたと思ひますから、本日は日程に従ひまして短時間に切り詰めてお願いいたします。

○木村(榮)委員 それではその御方針に従つて要點だけお伺ひしたいと思ひます。

最初にお尋ねしたい点は、アメリカの駐留軍と共同行動をとる場合の指揮権はどこにあるかという点です。

○大橋國務大臣 警察予備隊、海上警備隊につきましては、いずれも現在完全なる日本政府の指揮下にあるわけでございます。従ひまして將來の保安隊、警備隊につきましても、それは日本の機關でございしますから、その指揮は当然日本の固有の機關がこれを行ふものであります。但し日本の機關が警備隊、あるいは保安隊を指揮いたします場合におきまして、將來他の機關と協力する場合においては、一応協議し決定した方針がありましますならば、その方針に従つて指揮するといふことは、これは部隊の運用上當然の要請であると存じます。たとへば警察の力が足りません場合において保安隊が行動をする、この場合において、保安隊がいかなる行動をとり、また普通の警察機關がいかなる行動をとるかといふことについての指揮は、警察について

は警察の指揮官、保安隊については保安隊の指揮官がこれを指揮するわけでありまします。しかしこの双方の機關と

いふものは、共同の目的のために協力をするといふことになりましますといふと、おのづから指揮者相互の間において打合せをし、その打合せをした共同の方針に従つてそれ／＼が指揮をして行くといふことは、これは国内の警察との協力の場合においても同様でございします。また行政協定によりまして警察予備隊あるいは保安隊、あるいは警備隊が將來米軍といふことになる協力關係に入るかといふことにつきましては、何ら具体的なとりきめをいたしておりませんから、従つて具体的なお答えはいたしかねますが、抽象的、理論的なお答えを申し上げますならば、ただいま申し上げましたごとく、指揮者相互が協議をして、それによつてきまつた共同の方針に従つて、それ／＼の機關がそれ／＼の部隊を指揮して行く、こういうことが建前でございます。それから當然いかなる場合においても保安隊の指揮は、保安隊みづからが行ふといふことに相なるわけでありまします。

○木村(榮)委員 そういたしますと、アメリカ軍と共同行動をとる場合の具体的な問題に當面した場合は、大體行政協定の線において、双方の責任者が協議をして決定する、かように解釈してさしつかえございませんか。

○大橋國務大臣 協議をして決定いたします。そうして特別のとりきめのない場合においては、当然それ／＼の機關がそれ／＼の部隊を指揮するといふ建前である、こう存じます。

○木村(榮)委員 この保安官とか警備官とかいふものを、十四階級とかまたは十五階級といったような、ちよつと昔の軍隊のような階級にわけなければならぬ理由を、さつき大橋國務大臣

隊といたしましては特科部隊ある偵察部隊、施設部隊、補給部隊、通部隊、武器部隊、衛生部隊、こういうもので全国的な任務を担当するためでございます。これが七万五千の現在配置でございますが、これを十一万

増強する法案が現在国会において御審議中でございますが、十一万に増強いたしました場合には、新しく方面総監部というものを設けまして、北海道に方面総監部及び方面総監部の直轄部隊を新設したい、及び総監部直轄部隊の中の特務任務に当ります後方部隊を補充いたすというにいたしまして、普通の管区隊は現状通り四管区をもつてやつて参る、これが十一万の場合の計画でございます。

○木村(衆)委員 そこで大隊輪郭はわかつたわけでございますが、この装備は、この間海上保安庁の方を水面委員会で聞きますと、最近六十センチぐらいの小型艦艇がアメリカから貸與になるというような御答弁があつたわけですね。海上保安庁の方はそうでございますが、今大橋さんの説明なさつたような保安隊の装備、これはアメリカの方から大体貸與されたものであるか、あるいはまた購入したものであるか、あるいはまた御方針であるか、この点を承つておきたい。

○大橋國務大臣 武器について申し上げますと、武器は現在まで全部アメリカのものを使用いたしております。増員をいたしますれば、当分の間アメリカが引続きそれに必要な武器を使用させてくれる、こういうふうに考えております。

○木村(衆)委員 もう二、三点で済みます。たくさんあるけれども、きょうは時間がないようですから……。そこでもまたこまかいところに帰つて来まして、保安官及び警備官の中から、部内秩序に専従する者を置くというふうに書いてございますね。あれは大体どの

くらい程度の予想されておりますか。大ざっぱでいいのですが……。○大橋國務大臣 十一万人の場合において、約六百ばかりになる計算でございます。

○木村(衆)委員 それからもう一つは、このごろいろいろ問題がございまして、演習地は全国でどのくらいの予定地が予想されておりますか。

○大橋國務大臣 演習地といつたしましては、大中小通りに考えておるのでございまして、大と申しますと三、四千町歩の荒蕪地、これは管区隊の全部隊が集合して訓練ができるような土地を求めたい。今日管区隊が四つございまして、従つて少くとも各管区隊に一箇所ずつほしいものであると思つております。それからそれよりも小さな程度の部隊の演習、すなわち先ほど申しました普通科連隊、これはいろいろな付属の部隊等を入れますと約三千人程度の部隊になります。この程度の人員で訓練のできるようなものがほしい。これはやはり各連隊に一つずつあれば申分ないのでございまして、理想としてはその程度を求めたいと思つて、しかし実際は幾つかの部隊が共通で使うということもやむを得ないと思つております。これは一管区ごとに二、三箇所ございまして、全国に十数箇所程度持たせたい。それからあとは日常訓練に使用いたします小型の訓練場でございますが、これは二十万坪から四十万坪程度のものを、できれば各部隊の駐屯地ごとに持たせたい、こう思つております。

○木村(衆)委員 それから、今はまだ何でしょうが、将来航空機なんか配備されるような見通しはございせんか。

○大橋國務大臣 海上保安庁におきましては、その仕事をやる上からいつて、航空機が必要でありますので、できるだけ早い機会に航空機を購入して使つて行きたいという計画がございまして、しかし警察予備隊といつたしましては、まだ航空機について、具体的な計画を立てる段階になつておりません。

○木村(衆)委員 大体私はこの順番で、順を追つて質問いたしました結果、大橋さんは盛んに、これは警察だとか何とかおつしやつていますが、ちやうどアメリカの機械化師団そのものの様相を端的に示した、きわめて近代的な軍隊であるという点が明白になつて、たいへんけつこくに喜んだわけでありまして。(笑)そこでそういうことを前提といつたしまして、きょうはもう時間がございせんから……。これはどこまでも、大橋さんがいかに抗弁されようとも、私に對する答弁ではつきりしたように、もう完全な軍隊である。しかもその装備編制一切をあげて、まづたくらまくしらへ上げてあるわけでございます。名前はかりについておりまして、これは大橋さんはその点ばかりと脱がなければいかぬ。こ

ういう御答弁をなさつたわけでございますので、そういうことを基礎にいたしまして、将来のこの運営について質問を次にいたしたいと思つて、最後に一点伺いたい点は、御承知のように、海上保安庁にいたしましては、あるいは予備隊にいたしましては、なほは好ましくない不正事件、汚職事件といつたふうなものがたくさん起つておる。これは奨励なさつておるわけではないと思つて、起つておるわけでございます。将来をういつた汚職、不正、こういう点の防止は、大体どのような方法でこれをやろうとお考えになつておるか、この点を最後

に伺つておきたいと思つております。

○大橋國務大臣 警察予備隊の経理につきまして、いろいろな批判がございまして、これは二つの事柄が一緒になつておると思つて、一つは御指摘になりまして、一つは経理に關連し、あるいは物品の購入に關する不正事件でございます。これは決して無無ではございせん。これはほかにもう一つ経理上から、あるいはそれ以上に遺憾なところであると云わなければならぬと思つて、不当な品物の購入が行われておるといふ点でございます。これはたとえば購入した品物がどうも高過ぎはしないだろうか、あるいは不必要な品物が不必要に多量に購入され、しかもそれが使い道がそれほどない、数年分が一時に購入されておるといふような結果になつておる、こういう点があります。これは大体において、結果はきわめて重大な問題であり、遺憾千萬なことではあります。しかしこのことを生ずるに至つたその取柄者について見ますと、善意をもつて努力したにもかかわらず、不幸にして右申し上げたような結果になつたといふことが、相當多くの場合においてあるように見受けられるのでございます。これは弁解申し上げるというわけではございせんけれども、ただ事実について御理解を願いたいという趣旨において申し上げるのでございますが、一昨

年警察予備隊が発足いたしました当時におきましては、警察予備隊の創設について、マツカーサー元帥の書簡が出ま

したのが七月の初め、それからその後いろいろ法制的な準備をいたしまして、警察予備隊令の公布になりましたのが八月の下旬、そして八月の中旬には早くも全国的に募集が行われ、そして八月の末には一部の者が早くも入隊しました。こういうような状況でございます。これは朝鮮動乱その他の關係から、米軍が朝鮮に移動する。国内治安を日本側の機關において確保するための占領軍当局の要請に基きまして、普通の場合にはきわめて無理であると思われ短期間に、いろいろ準備をいたしたわけでございまして、このために非常に短い期間に七万五千人分の洋服から帽子、靴、それから寝ぐさから炊事道具から全部のものをくり上げ、こういうような実情でございまして、この間日本側においてこれを担当する機關は、本来のものはまだでき上つておらなかつた。そこでやむを得ず、一応国家地方警察が全国的に機構を持つておるから、国家地方警察にこれらのものを調達したところから仰いだのでありますけれども、国家地方警察といえども、かような大量な物資の調達といふことについては、全然経験もございせんし、また地方機關において扱つたこともないような仕事が多かつた。それでアメリカの占領軍当局において、物資の購入についても相当応援をしてくれたわけでございます。これらの關係で、はつきりした責任機關——日本側における本来の予備隊の個々の機關ができて上つておらずに、いろいろ關係機關の協力をお願いした、また非常に時期がなくて急ぎ

るわけでございます。将来をういつた汚職、不正、こういう点の防止は、大体どのような方法でこれをやろうとお考えになつておるか、この点を最後に伺つておきたいと思つております。

○大橋國務大臣 警察予備隊の経理につきまして、いろいろな批判がございまして、これは二つの事柄が一緒になつておると思つて、一つは御指摘になりまして、一つは経理に關連し、あるいは物品の購入に關する不正事件でございます。これは決して無無ではございせん。これはほかにもう一つ経理上から、あるいはそれ以上に遺憾なところであると云わなければならぬと思つて、不当な品物の購入が行われておるといふ点でございます。これはたとえば購入した品物がどうも高過ぎはしないだろうか、あるいは不必要な品物が不必要に多量に購入され、しかもそれが使い道がそれほどない、数年分が一時に購入されておるといふような結果になつておる、こういう点があります。これは大体において、結果はきわめて重大な問題であり、遺憾千萬なことではあります。しかしこのことを生ずるに至つたその取柄者について見ますと、善意をもつて努力したにもかかわらず、不幸にして右申し上げたような結果になつたといふことが、相當多くの場合においてあるように見受けられるのでございます。これは弁解申し上げるというわけではございせんけれども、ただ事実について御理解を願いたいという趣旨において申し上げるのでございますが、一昨

年警察予備隊が発足いたしました当時におきましては、警察予備隊の創設について、マツカーサー元帥の書簡が出ま

したのが七月の初め、それからその後いろいろ法制的な準備をいたしまして、警察予備隊令の公布になりましたのが八月の下旬、そして八月の中旬には早くも全国的に募集が行われ、そして八月の末には一部の者が早くも入隊しました。こういうような状況でございます。これは朝鮮動乱その他の關係から、米軍が朝鮮に移動する。国内治安を日本側の機關において確保するための占領軍当局の要請に基きまして、普通の場合にはきわめて無理であると思われ短期間に、いろいろ準備をいたしたわけでございまして、このために非常に短い期間に七万五千人分の洋服から帽子、靴、それから寝ぐさから炊事道具から全部のものをくり上げ、こういうような実情でございまして、この間日本側においてこれを担当する機關は、本来のものはまだでき上つておらなかつた。そこでやむを得ず、一応国家地方警察が全国的に機構を持つておるから、国家地方警察にこれらのものを調達したところから仰いだのでありますけれども、国家地方警察といえども、かような大量な物資の調達といふことについては、全然経験もございせんし、また地方機關において扱つたこともないような仕事が多かつた。それでアメリカの占領軍当局において、物資の購入についても相当応援をしてくれたわけでございます。これらの關係で、はつきりした責任機關——日本側における本来の予備隊の個々の機關ができて上つておらずに、いろいろ關係機關の協力をお願いした、また非常に時期がなくて急ぎ

るわけでございます。将来をういつた汚職、不正、こういう点の防止は、大体どのような方法でこれをやろうとお考えになつておるか、この点を最後に伺つておきたいと思つております。

○大橋國務大臣 警察予備隊の経理につきまして、いろいろな批判がございまして、これは二つの事柄が一緒になつておると思つて、一つは御指摘になりまして、一つは経理に關連し、あるいは物品の購入に關する不正事件でございます。これは決して無無ではございせん。これはほかにもう一つ経理上から、あるいはそれ以上に遺憾なところであると云わなければならぬと思つて、不当な品物の購入が行われておるといふ点でございます。これはたとえば購入した品物がどうも高過ぎはしないだろうか、あるいは不必要な品物が不必要に多量に購入され、しかもそれが使い道がそれほどない、数年分が一時に購入されておるといふような結果になつておる、こういう点があります。これは大体において、結果はきわめて重大な問題であり、遺憾千萬なことではあります。しかしこのことを生ずるに至つたその取柄者について見ますと、善意をもつて努力したにもかかわらず、不幸にして右申し上げたような結果になつたといふことが、相當多くの場合においてあるように見受けられるのでございます。これは弁解申し上げるというわけではございせんけれども、ただ事実について御理解を願いたいという趣旨において申し上げるのでございますが、一昨

年警察予備隊が発足いたしました当時におきましては、警察予備隊の創設について、マツカーサー元帥の書簡が出ま

したのが七月の初め、それからその後いろいろ法制的な準備をいたしまして、警察予備隊令の公布になりましたのが八月の下旬、そして八月の中旬には早くも全国的に募集が行われ、そして八月の末には一部の者が早くも入隊しました。こういうような状況でございます。これは朝鮮動乱その他の關係から、米軍が朝鮮に移動する。国内治安を日本側の機關において確保するための占領軍当局の要請に基きまして、普通の場合にはきわめて無理であると思われ短期間に、いろいろ準備をいたしたわけでございまして、このために非常に短い期間に七万五千人分の洋服から帽子、靴、それから寝ぐさから炊事道具から全部のものをくり上げ、こういうような実情でございまして、この間日本側においてこれを担当する機關は、本来のものはまだでき上つておらなかつた。そこでやむを得ず、一応国家地方警察が全国的に機構を持つておるから、国家地方警察にこれらのものを調達したところから仰いだのでありますけれども、国家地方警察といえども、かような大量な物資の調達といふことについては、全然経験もございせんし、また地方機關において扱つたこともないような仕事が多かつた。それでアメリカの占領軍当局において、物資の購入についても相当応援をしてくれたわけでございます。これらの關係で、はつきりした責任機關——日本側における本来の予備隊の個々の機關ができて上つておらずに、いろいろ關係機關の協力をお願いした、また非常に時期がなくて急ぎ

るわけでございます。将来をういつた汚職、不正、こういう点の防止は、大体どのような方法でこれをやろうとお考えになつておるか、この点を最後に伺つておきたいと思つております。

○大橋國務大臣 警察予備隊の経理につきまして、いろいろな批判がございまして、これは二つの事柄が一緒になつておると思つて、一つは御指摘になりまして、一つは経理に關連し、あるいは物品の購入に關する不正事件でございます。これは決して無無ではございせん。これはほかにもう一つ経理上から、あるいはそれ以上に遺憾なところであると云わなければならぬと思つて、不当な品物の購入が行われておるといふ点でございます。これはたとえば購入した品物がどうも高過ぎはしないだろうか、あるいは不必要な品物が不必要に多量に購入され、しかもそれが使い道がそれほどない、数年分が一時に購入されておるといふような結果になつておる、こういう点があります。これは大体において、結果はきわめて重大な問題であり、遺憾千萬なことではあります。しかしこのことを生ずるに至つたその取柄者について見ますと、善意をもつて努力したにもかかわらず、不幸にして右申し上げたような結果になつたといふことが、相當多くの場合においてあるように見受けられるのでございます。これは弁解申し上げるというわけではございせんけれども、ただ事実について御理解を願いたいという趣旨において申し上げるのでございますが、一昨

年警察予備隊が発足いたしました当時におきましては、警察予備隊の創設について、マツカーサー元帥の書簡が出ま

したのが七月の初め、それからその後いろいろ法制的な準備をいたしまして、警察予備隊令の公布になりましたのが八月の下旬、そして八月の中旬には早くも全国的に募集が行われ、そして八月の末には一部の者が早くも入隊しました。こういうような状況でございます。これは朝鮮動乱その他の關係から、米軍が朝鮮に移動する。国内治安を日本側の機關において確保するための占領軍当局の要請に基きまして、普通の場合にはきわめて無理であると思われ短期間に、いろいろ準備をいたしたわけでございまして、このために非常に短い期間に七万五千人分の洋服から帽子、靴、それから寝ぐさから炊事道具から全部のものをくり上げ、こういうような実情でございまして、この間日本側においてこれを担当する機關は、本来のものはまだでき上つておらなかつた。そこでやむを得ず、一応国家地方警察が全国的に機構を持つておるから、国家地方警察にこれらのものを調達したところから仰いだのでありますけれども、国家地方警察といえども、かような大量な物資の調達といふことについては、全然経験もございせんし、また地方機關において扱つたこともないような仕事が多かつた。それでアメリカの占領軍当局において、物資の購入についても相当応援をしてくれたわけでございます。これらの關係で、はつきりした責任機關——日本側における本来の予備隊の個々の機關ができて上つておらずに、いろいろ關係機關の協力をお願いした、また非常に時期がなくて急ぎ

るわけでございます。将来をういつた汚職、不正、こういう点の防止は、大体どのような方法でこれをやろうとお考えになつておるか、この点を最後に伺つておきたいと思つております。

であつた、それからまた将来の部隊の配置なり編制なりについても、確たる案をつくり上げ、早く實際の人を募集しなければならぬ、こういうような事情で、今日から見ますと、かなり不当な支出であると思われるようなものも相当あつたと思ひます。予備隊の不当支出と言われるものの大部分は、そうした特殊の事情の場合に、保員の善意の努力にもかかわらず、生じたものが相当あると思つております。先ほど申し上げました汚職的な事件は、予備隊は一般官庁から見ますと数的には非常に少いように見ております。少いといふことが自慢ではございませんが、この上とも間違ひのないように、嚴重に監督したい。最近そういう点が非常に改善せられつゝあると考へております。

暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時三十一分開議

○八木委員長 これより内閣委員会を再開いたします。

経済審議庁設置法案、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案、資源調査会設置法案、自治庁設置法案、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、地方制度調査会設置法案を議題とし、質疑を行います。船田亨二君。

○船田委員 経済審議庁設置法案につきまして、ほんの一つ、二つ周東長官

に御意見を伺いたいのですが、法案の三条の二号にこの審議庁のつかさどる事務として、「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案」と、特に「他の行政機関の所掌に属さない」という制限的な文句が加えられておりますが、逐条説明の方によりまして、国際経済協力、推進、物価、そういふようなものが例にあがつておりまして、そういうものは行政機関の所掌に属さない、しかも総合的な経済政策の企画立案といふことになつておりますが、この例にあがられていふようなものを例として、考へようによつては、たとえば国土総合開発といふようなものは建設省とか、あるいは資源開発は通商産業省とかいふようなところに属するとも考へられるのでありまして、そうすればそういう建設省とか通商産業省とかでいふ政策の企画立案等をするといふことも起つて来るんじゃないか、そういうことを考へますと、わざ／＼こういう制限的な文句をつけ加えておきますと、設置せらるべき経済審議庁でも企画立案し得る総合的な経済政策といふものの範囲が非常に狭くなつてしまふおそれがあるんじゃないか、こんなふうに考へるのですが、こういう制限的な文句を付した理由につきまして御説明願ひたいと思ひます。

○周東國務大臣 お尋ねの点、ごもつともな御質問であります。考へ方といたしましては、審議庁においては今後長期な経済計画といふようなものにつぎましては、これは他の行政機関に属するものといふことを問はず、総合的な計画の策定をするといふことにいた

してあります。ただ時期的に、その年の計画といふような短かい計画については、むしろ各担当の行政機関において、これを立てしめることを原則として行きたいという考へ方でありまして、その点はそういう意味合ひに考へておりますが、多少この二つの書き方におきましては、他の所掌に属さないといふ排他的に出ておりますが、むしろ属さないもの及び／＼一部分に属するものがあるやうなもので、どの行政官庁が主としてやるということにはつきりきまらぬものも含まれますから、そういうふうなものを合せてこの二号に考へております。従つて、あとの方の条文中出て来る物価等に対しては、具体的な米の価格を今度はどうするかといふやうな問題については、その年々の米の価格を決定するのは農林省であり、その決定の仕方いかんが全体の物価政策にどういふふうになつて行くかといふ立場から、物価の基本政策についてはこちらでやる、こういうふうな考へ方をとつておるわけであり、個別の物の価格の決定等に対しては各省で担当しますが、その上つて来る物価の方向といふものが国民生活にどうなつて行くかといふやうな総合的な立場に立つて物価政策をどう持つて行くかといふことは、こちらでやる。こういうふうな立場に考へております。従つて、そういう考へ方をいたしますと、はつきりという行政機関に属しておるものが別々に立つたときに、その間において争いが起ると調整をとらねばならぬことが起るから、そういうことを考へて三

政策の総合調整」といふところで調整をして行く、こういうふうな考へ方をいたしておるわけであり、

○船田委員 私が今申し上げたようなことを質問申し上げたのは、実は今までの経済安定本部の仕事と、他の各省のそういう調査的な方面の仕事とが、どうかすると重複しているやうなところがあつたかといふ点があると思ふのであります。というのは、せつ／＼経済安定本部があるのにかかわらず、各省でいろいろ調査立案が、そのまま安定本部がなかつたときと同じやうな、あるいはそれ以上にたくさんになつて来ているんじゃないか、で行政機構の改革、簡素化といふやうなことを求めるところから考へますと、この際せつ／＼経済審議庁といふやうなものをつくらんのだつたらば、各省のいろいろ／＼な総合的な経済政策の企画立案といふやうなものを、できるだけこのつくられるべき審議庁にまゐめてしまつた方がいんじゃないか、そんなふうな考へるからなのであります。特に大蔵省あたりでは、非常に調査事務が多過ぎて、提案された行政機構改革の案を見ますと、大蔵省関係が案外整理も何もされておらないのでありまして、これは周東長官にお尋ねする筋合ひではないので、またいづれ所管大臣にお聞きしたいと思ふのであります。この問題には、予算編成に關して、いわゆる予算局といふやうなものを内閣直屬のものとするかどうかといふ問題があり、これについては、昨日も野田大臣からお話がありまして、いづれをいふ方に向つての改革をするつもりだといふやうなお言葉があつたと思

うのであります。いづれといふのがいつごろになるかわからないにしても、そういうやうなことになるにいたしますと、経済政策と密接な関係のある財政政策と申しますか、あるいは税制政策と申しますか、そういうやうなものについての調査といふやうなもの、むしろだん／＼に大蔵省から切り離して審議庁へ持つて行つた方がいんじゃないか、少くともそういう調査をするのであります。またそれについて、練達な公務員を、こういうところにいけばブルジョアといふ方がいんじゃないかといふことも考へられますので、なるべくこういうやうな制限的な文句を付さず、総合的な経済政策を一般的にここで取扱うといふやうな建前をとつて行つた方がいふのではな

いか、こんなふうに考へるのであります。ことに例をあげました予算局その他の関係などにつきましては、これはいづれまた別な機会に他の大臣に對してもお聞きしたいと思ふのであります。ことに安本長官としての周東君から御意見を承れば幸ひだと思ひます。

○周東國務大臣 御意見ごもつともな点もずいぶんあると思ひます。しかし機構の改革にいたしまして、段階的に物事を考へて行くつもりでありまして、今お話の出ました予算局のごときを大蔵省から離して内閣に置くといふことの議論は、ずいぶん出ておる問題であり、これに對しては、私もかなり同様の意を持つものであります。それは、予算といふものはあくまでも総合計画の遂行に關連する道具と私は考へておるのであります。大きな立場から総合計画を立て、それにど

ういう予算を盛つて行くかということ
が計画の一環として立てられるのが、
ほんとうは一つの行き方だろうと思ひ
ます。しこうして計画を立てたもの
を、財政当局としての収入の面から、
それだけ出ないから全体的にこれだけ
の範囲でやりくりするということ、
総合計画を調整する立場においてこれ
をまとめて行くよりすることが一つの
理想だと思ひます。しかしそれには、
日本の置かれた現在の地位からい
たしまして、一足飛びに行くことはな
かなか困難な事情がありますので、一
応ここでその点だけは切り離されてお
るわけでありまう。従つて残された問
題として、ただいま私の申しましたよ
うに、この経済審議庁において、あく

てさせて、そしてそれらの各省にま
たがつてゐるもの、あるいは全然関係
のないものについて別に計画を立てて
行くということにいたしましたことは、今
お話の総合企画官庁と各所管官庁の間
における権限の紛淆を来さないために
はつきりさせたのであります。そして
別々の所管官庁において立てられた政
策等についてどうも折合いがつかぬと
いう場合においては、企画官庁として
のこの官庁においては、企画官庁として
う、そういうふうな建前をとつて権限
をはつきりとしたわけでありまう。
将来に向つての御意見については
多分に同感の点があります。しかしこ
れは漸進的に、段階的に進んで行き
たい、かように考えております。

○八木委員長 田中啓一君。

○田中(啓)委員 私は、最初に経済安

定本部長官にお尋ねいたしたいと思
います。まことに質問になれませんが、
たど／＼して恐縮だと思いますが、
どうぞ答弁は明確にお願いをいたした
と思います。

○八木委員長 田中君にちよつと申し

上げます。あと野田長官の方にも質問の通告がありますが、野田君は参議院の關係がありまして、連合審査の中から抜けて来ておりますから、先に野田君の方へお願いします。

○田中（啓）委員　かしこまりました。

それでは行政管理庁長官にお尋ねを申し上げます。

を見通しての計画を総合的に立てるといふことが一つの大きな任務であります。もう一つは、お話の点もごもつともであります、大体の点において、考え方としては、具体的な個別的な政策についてはそれ／＼所掌の官庁に立

今回の行政機構改革を見ますと、何やら今までの行政機構というものは、すべて占領軍から押しつけられてやつておつたけれども、それがなくなつたならば何もかも復元するのだ、こゝろいうような空気が各省の間にあるよ

うに私は思われ、かつまた、卒直に申しますと、議員の間にもそういうような空気があるようにも思われるのであります。そこで一体日本の今の国民経済というものが、そういう政治、行政で臨んでやつて行かれるようなやさしい状態かどうか。今後自衛力の漸増とあるいは賠償、外債の支払い、こういつた国民経済に多大の負担を及ぼすものを解決して行かなければなりません。それには国際收支の面あるいは産業、貿易の面につきましても、総合的かつ相当長期にわたる見通しを立てて、公共事業等の財政投資と税金との関係についてどういう方針で臨むか。私は、この国民経済をどう持つて行くかというところにつきましては、各省が

分担しておられるものを全部総合し

て、そうしてその総合のもとにそれぞ

れ分組をして進んで行く、こういうような行き方でなければならぬ、かように思うのであります。従来さようなことを行っておりました経済安定本部を廃止されまして、経済審議庁をお

つくりになるわけにあります。そこで

この二つの機関は、今申しました点と
 関連いたしましたという関係になる
 のか、御所見を伺いたいと思います。

○野田国務大臣　今回の行政機構の改
 革につきまして、田中委員は非常に復

元的な考えではないかという

御疑問を持たれたようでありますが、別に復元という考えを持つてわれく

は起案をしたのではないのでありまして、これからの日本の姿というものと考へ合せまして、一番適当と思われる形態を選んだ、こういう点はひとつ御了承をいただきたいと思います。もちろん意見の中にはいろいろ復元的なもので

のもたくさんありましたが、われ／＼は、單なる復元ということとは極力これをしりぞけまして、新しく日本がこれから門出して、獨立日本としてそれになふさわしいものをとるという方針を中心にして進めて来たという点をひとつ御了承願いたいと思います。

それから経済安定本部という問題に

つきましては、御承知の通り経済安定本部なるものできました動機、それから今まで営んでおりました機能その他から考えまして、われ／＼は今後これを廃止いたしましたして、いろいろ

経済の施策につきましては、もちろん

長期の経済計画等を必要とするものがあるのでありまして、そういう点につきましては、新しく経済審議庁をつくりまして、それに作成をやらせる。それから各種の経済の基本政策につきま

しては、各省でたくさんあるのであり

ますから、その各省々々におきまして、十分知恵をしぼつて、また關係の民間の知能を動員し、また關係各省の意見を聞いて、責任をもつて案を立てて行く。こういうふうに行つて各省が十分

にその知能を働かせていただく、そう

して各審問におきましてどうしても議
がまとまらぬというようなものにつき
ましては、今度設けられます経済審議
庁におきまして、総合調整に乗り出し、
そうしてそれととりまとめに行く。最

終の決定は、今日におきましては閣議

でもつてこれをきめるといふことは御承知の通りでありますが、その前の段階におきましても、意見のまとまらぬときまらぬ点は、審議庁においてとりまとめをさせるというような方向で処理して行きたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○田中(警)委員 私どもは従来から經濟安定本部のやつておりました仕事のうちで、いわゆる經濟統制の仕事というものは、ほとんど廢止をしておりましたので、その部分はなくならないわけでありますけれども、しかし長期でもまた短期でも、基本的な經濟全般にわたる

よるな計画は、やはりこの総合を経済

審議片のごときとて立てて、かつまたその面から各省のやつておるところを総合調整して行く。しかも積極的にやるべきじゃないか。各省の設置法を見ましても、たいていみなその省所

管の物資とか、その省所管の事業とか

といふうちに、みな頭に制限がついておるのであります、これは当然のことだろふと思います。従つて今日の国民経済という有機的な一つのは、そう一つの所掌の点だけから、総合的

な基本的な計画は立てられないのじゃ

ないか。むしろこの役所でも、なるべくは国民経済の立場に立つてものゝ考へて行くのは当然でありますから、やれるつもりではありますようにけれども、その点は事実上困難だ。この経済

安定本部がなかつた前の、私ども役所

におりました時代を顧みてみしても、そういふもので立てなければ、他の役所とは衝突をする、こういうようなこともしばしばあつたのでありまして、どうも今度の経済審議庁の任務

なり権限の書き方を見ますと、非常に

消極的になつてしまつておりまして、かようなことで、はたして内閣というものが統一ある仕事ができるであらうか、こゝういふ実は心配をするのであります。むろん閣議が最高の機関であります。ことについては、私も異議がございません。総理大臣主宰のもとに策を練

られることはけつこうであります、しかしそれはやはり事務的にもある程度その立場から案がつくれるところがないと、非常に困難じやないか。現に今日でも、閣議でできるのか、どこでできるのか知らぬけれども、きめられないので、なか／＼ものが進まないようなことがあるのであります。どうも私ももう少し計画の策定あるいは「企画立案」と書いてあるところに当る点、あるいは「総合調整」と書いてあるところに当る点等、もつと経済審議院が力を発揮するようにならうに進めらるべきでないかと思ふのであります、これに対する御所見を伺いたい。

○野田国務大臣 田中委員のお説の総合の問題であります、私はたとえば、具体的に申しますと、金融政策なら金融政策、あるいは食糧政策、あるいは中小企業政策、あるいは貿易政策、あるいは運輸政策、あるいは自動車政策、あるいは飛行機政策、いろいろなものがある、そういうものをやる場合に、やはりそれを所管している役所が一番ものをよく知っておるわけです。また責任もある。そういうものを各省が全知全能をしぼつてやる。しかしもちろん各省、たとえば金融政策は大蔵省だけでやるわけやありません。大蔵省はその仕事をやる場合に大蔵省の全知全能を発揮すると同時に、民間の機関も使ひましようし、あるいは日本銀行等も使ひましようし、あるいは関係各省の知恵もまた動員して、全責任をもつてその立案に当るわけなんです。大蔵大臣がそれを指導して、全責任をもつてやるわけです。たとえば食糧政策

といへば、農林大臣がみずから責任をもつて全知全能をしぼつて食糧政策を立てるわけですね。そういうものが私は一番權威があつてしかるべきものだ。経済審議院という役所は人数から申しまして何百人、農林省だけの人間でも何万人といわれる、そういうものがやはり全知全能をしぼつてやる方が、より適切にできるじやないか。どうせ審議院として資料を仰ぐにも、農林省に仰がなければ資料はないわけですね。ありますから、もし審議院が、他の省をして承認させるような、他の省よりも以上のものをなつてくるとしますと、大きな機構を持たなければできぬのであります。またこういうような事情から申しまして、金融政策については、まず第一に大蔵大臣に責任をとつてもらわなければならぬ、食糧政策についてはまず農林大臣に責任をとつてもらわなければならぬ、通商産業政策については、まず通商産業大臣に責任をとつてもらわなければならぬ、こういうふうに考える。要するに、閣僚を重視し、閣僚がそれぞれに最善を盡すということを要求したのであります、その結果ある閣僚とある閣僚の間において意見が違ふ、あるいは所管の行政についていろいろ意見が合わないということが起りますれば、それは最後に閣議でもつてその調節をはかるべきでありましようけれども、その前に一応事務的の段階の問題として、審議院においてそのあつせんを極力する、そうして事務的に片づけばそれでよろしい。しかしそれでも事務的に片づかぬということになれば、次官会議とか閣議とかいうところで最後の決定をいたしまして、国策の遂行を

はかつて行きたい、こういうふうに考へておるわけでございます、田中委員のお話の線を今までもよりより強力に、上りはつきりした責任のもとにおいて実行したい、こういう趣旨でありまうから、その点十分御了承願ひたいと思ひます。

○田中(警)委員 私の申し上げるのは、今のような各省が政策を立てることを阻止することはないということについては、行政管理局長官と同感であります。ただこれまで食糧政策といふものを、あるいは増産政策と申しまうか、それを立てましても、おそらくはそれは予算とかあるいは金融とかという上な裏づけがあつて初めて絵に描いたもちでなくて、実行性のあるものになつて来るわけなのであります、どうもこれまで各省の立てるものについて片寄るかあるいは実行性がないか、結局新聞で見てもなか／＼その通りに行かない、こういうふうなうらみがあつて、結局国民としてはいつて行くところ迷うようなことも、実はしば／＼であつたと私は思ふ。でありますから、よろしく農林省は食糧増産政策を立つべきであります、やはりその上にこれが今後の国民経済運営の一環として何もかもそろつて、そうして国民がついて行ける、というふうなもののにならぬかと、こういうところから、少し論は抽象的でありますけれども、そういう力を経済審議院に持たせて行つたならば、政府としては非常に強力なる政策の遂行ができるのじやないか。こんなふうに考えるから私は申したのであります、その辺の御所見を伺いたいと思ひます。

○野田国務大臣 これは田中委員も役所におられまして十分御経験になつておられることで、私も役所でも十分経験しておることであります、経済安定本部というような性質のものがないかと、大蔵省なら大蔵省、あるいは農林省で基本的な政策を立てるために非常に遠慮が入る。あつて、機関のないときには、大蔵省は全面的に金融政策については責任があると思ふから、全知全能の限りを盡して一生懸命やる。しかしながら別に経済安定本部のようなものがあつて、それで何とかすることになりますと、あまりやり過ぎては経済安定本部の仕事を侵すようなことになるという遠慮も手伝ひまして、何となしにそこに、何と申しますか十分力を持ちながら職足を延ばさないで、これは少し経済安定本部の仕事をやつてもらうというにはかつて行かなければならぬというふうな気が多分に働いたのであります。私はあつて、機関ができた後と後の各省の働きを見ますと、やはり各省がもつと力を持てれば、もつと活発な働きができるはずなのに、なかなかあつて、それを十分延ばしておらないという感じが非常に受ける。それはなぜかといふと、行政において重複を避けるという意味合いから、どうしてもそうなるわけでございます。今後はできるだけ各省大臣に各省の責任をもつて十分やつていただいて、その間におけるいろいろな調整のできない点、ただいまのお話であります、食糧政策を立てても、あるいはその中で予算的措置あるいは金融的措置が必要だといふような場合におきまして、当然農林省は大蔵省とよくお打合せになつて、いわゆる実情から遊離したような計画を立てられる

といふことはもちろん避けるべきであつて、十分御折衝になつて、足が地についた計画を立てる必要があるのじやないかと思ひます。従来の計画を多く見ますと、どういふものか、予算的請求の基礎になるというふうな意味合いもありまして、計画はすべて膨大でありまして、実現性を欠くものがきわめて多い。これは一言にして言えると思ふ。この風習といふものは、官庁の弊害でありまして、これはどうしても改めなければならぬ、そうしませんが、計画自体がいつも計画倒れになるというところがあるのであります。これは何省が立てましても、あるいは経済安定本部のようなものが立てましても、どこが立てましても、同じことでありまして、あくまでも計画は地についたまじめなものでなければならぬ、これを私は強調したいと思ふ。その気持をもつて臨めば、今お話を解決がつくと思ひまして、大蔵省と農林省と、食糧政策の点につきましては予算的、金融的措置等について、どうしても意見が合はぬということになれば、そのときに、ただいま申し上げましたように、経済審議院が乗り出して行つて、両方の言ひ分を聞いて、そこに仲裁役、周旋役を勤める、そうして総合してやるといふ機能を発揮されるのであります、あくまでも各省の持つておる力を一〇〇%、さらに欲をいへば一二〇%発揮いたしまして、活発に運営されるということをお願いする、こういう趣旨でありますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○田中(警)委員 この問題は、これ以上やりますとも、いささか意見の相違になります、むろん管理庁長官のお

気持ちわからぬことはないものであります。これはまた、具体的に設置法をどうするかというような個別の問題に入りましてから御質問を申し上げたいと思ひますが、きょうは総括質問でありますから、この程度にいたしまして、次に移ります。

資源調査会設置法のことです。これは総理府の附屬機関として御提案になつておられるわけですが、どうも設置法を競んでみましたが、所掌事務の「資源の総合的利用のための方策」でありますとか、あるいはまた「各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整」というふうに書いてあります。まず事務としては経済審議庁がやる事務のように思われます。むしろ入りつばな委員をつくつて資源調査会というものがその上にあることはけつこうでありますけれども、中身を考へますと、総理府の外局と申しますか、附屬機関にされるよりも、経済審議庁の方へ持つて行かれた方がよかつたのではないかという気がいたします。まだ調査不十分でありますが一、二この御趣意をあらかじめ伺つておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 ただいまの点について、経済安定本部の官房長官から一応説明をしていただきたいと思ひます。

○平井(青)政府委員 資源調査会の点につきましては、たいへんごもつともな御質問だと存じます。現在においては安定本部の附屬機関、こういうことで技術的な面、特に資源に関する技術的な面から、経済安定本部の総合計画に参画して行く、こういう立場をとつて参つたのであります。今般経済審議庁

が総理府の外局として設けられまして、その経済審議庁の性格と申しますか、仕事の運営の仕方自体が、ただいま行政管理局長官から御説明申し上げましたようなことになつております。関係、及び全体といたしまして同じく総理府の機関になるわけでありまして、従いまして資源調査会の会長は審議庁の長官がこれを兼ねるということとを法律に明記いたしました。両者の業務の連絡という点につきましては、形式こそ別の機関になつておりますが、実際の運営におきましては、長官がこれを兼ねる、こういうことになつております。その間の実質的な点はそのまゝ運営できるのではないかと。かように考えまして、別の機関にいたしました次第であります。

○八木委員 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 前の委員が質問したかもしませんが、念のためにお伺ひいたします。

予算を組むことは、決してこれは大蔵省の専管に属すべき性質のものではない。その内閣全体の総合的政策の表現であると思つておられます。従つてこの行政機構の改革において特に内閣に経済審議庁を設けるというような案があるならば、なぜいま一歩進めて総合企画庁を内閣につくつて、それに予算の編成に当らせるといふようなことにしなかつたかと思つておられます。この点について管理庁長官としてはどういうふうなお考えであるか、承りたいのであります。

○野田国務大臣 予算は国の政策の総合的な表現であるという観点からいたしまして、予算を編成する部局を総理府に設けたらいかであるかという御

意見も、今回の機構改革の審議の過程におきまして出て参つたわけでありまして、われ／＼といたしまして、この問題を十分検討いたしましたのであります。しかしながら、この予算編成の部局を総理府に置くか、あるいは現状のやうに大蔵省に置くかということにつきましては、いろいろ／＼とそれに関連する各種の問題がありまして、これを十分に検討いたしました。これに對するそれ／＼の必要な手だてを講じて参りませんと、かえつて制度として改悪になるおそれもありますので、十分検討したいというところに相なつたのであります。今回の機構改革には入らなかつたのであります。政府としては、引き続きましてこの問題を慎重に十分力を入れて研究したいというようにいたしましたのであります。御承知のやうに、この制度につきましては、大きくわけますと、アメリカ的なやり方と、イギリス的なやり方とあつて、両々それ／＼の特色を發揮いたしました。二つの大きな流れとして存在いたしておるわけでありまして、日本はむしろイギリス的な制度を採用いたしておるのであります。これをアメリカ的な制度に切りかへてはどうかという問題が、最近はいくつかの長所と欠点を持つておるのであります。これはそれを包んでおるところの各種の議会の問題であるとか、あるいは憲法であるとか、すべてのことを比較検討して参りませんと、簡単に結論が出ないのであります。こ

ういうふうな考へておるのであります。慎重に研究いたしまして、この次の閣議において検討したい、こういうふう

に思つてゐる次第であります。

○八木委員 次に岡野国務大臣に對する質疑を許します。木村榮君。

○木村(榮)委員 いろいろ／＼の問題があるのですが、最近特別市制の問題などについていろいろ／＼賛否両論があるやうですが、自治庁の方針は、いずれの方の側を御支持になつておるのですか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。特別市の問題につきましては、御承知の通り、特別市をつくりたいというところ、それからそれに反對しまして、特別市にならんとする候補の市の存在する府県側がこれに對し反對の運動を起しておることは、すでに御承知のことと存じます。しかし私の考えをいたしましては、特別市はいろ／＼の必要上あつてしかるべきだといふ意味におきまして、自治法には特別市の制度が設けてございまして、しかしながら一面地方財政の立場から見まして、残存郡部といふものが、特別市がもし実現しますならば、あと財政的に立つて行けない、そのほかいろいろございまして、これが一番重大なることでございまして、その調整がつかない以上は、特別市をにわかには現するといふ運びには参らぬという考えを私は持つておりますので、特別市の問題も残存郡部の問題も両々相まつてこれをよく調整しまして、もしその調整がうまく行きますならば、自治法所在の法律の精神を生かして、特別市を実現してしまふべきだと考へております。しかしこれは地方制度調査会設置法を出しまして、ただいま御審議を願つておりますが、もしこの設置法が通過いたしますならば、その場合に特別市並びに府県残存郡部の問題、もう

少し大きくわれ／＼といたしましては、その調査会で研究いたしたいことは、今日ありますところの市町村並びに府県の仕事並びに区域なんかのあり方にも相當な根本的なメスを入れて、よく検討した上で結論を出していただきたい、こういうふうな考へております。

○木村(榮)委員 大分前にアメリカの地方行政なんかの視察をして歸られた神戸さんなんかの御報告があつたわけなんです。その後をういつた問題が、私は今地方行政委員会にいませんからよく存じませんが、いろいろ／＼日常の新聞なんかで拜見いたしまして、問題にもならないやうでございまして、今度の自治庁の設置法なんかに関連いたしましては、今度より極限が強化されるではないか、こゝろ見ておるわけなんです。そこでそのことを関連いたしまして、この前報告が出ておりましたやうなものは、どのような方向へ向つておられますか。もし……

○岡野国務大臣 ちよつと質問の要旨がよくわかりませんが……

○木村(榮)委員 いろいろ／＼のことなんです。あれで見ますと、道州制の問題とか、町村合併の問題とか、あるいはまた行政事務の再配分の問題とか、たくさんあつたわけですね。そういう関係で、今度改正なさる自治庁の権限強化の問題との関連はどのようなことになつてございまして……

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。今度の自治庁の設置法については、自治庁の権限が強化されたといひますよりは、財政委員会とか選挙管理委員会とか、地方自治庁とかいうより

なものをあわせて、今までありました通りの仕事を一緒にして行く、こういうようなことが今度の自治庁の設置法でございす。同時に、お説のように、神戸委員会がいろいろ地方の事務の研究をいたしまして、そうして事務の再配分の報告を出しております。しかしながら、これは不幸にしてまだその事務の再配分の報告に対して何ら手が打つてございせんし、実現の域に達しておりません。それでこの自治庁の設置法とは別に、もう一つ地方制度調査会の設置法を追つてこちらで御審議願ふことと存じますが、その制度調査会ができました上で、神戸委員会の報告も基礎にいたしまして、それから地方制度の一般的検討をして行きたい、こういうような考えを持つておる次第であります。

○木村(衆)委員 野田さんのおいでにならぬが、これは野田さんに閣連があると思ひますが、神戸委員会から、事務の再配分とかいろいろ相当厄大な報告があつたわけですが、こういう閣連と、今度行政管理局の方で考へております行政機構改革とは、どのような閣連があるか、また従つて今大臣の御答弁なさつたような方向で万一將來事務の再配分とかその他のことが實際問題として神戸委員会の方で、ある程度改革されたいとしますと、また今度やろうとしております行政機構の改革といつたふうなものが、もう一べん相当改革されなければならぬといつたふうなことになるのじやないかと思うのですが、そういう点の調整は、大体どのようなおやりになつておりますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。神戸委員会の報告は、主として地方行政の問題でございまして、中央の行政の機構とかいうものはあまり閣連はございせん。しかし閣連するところも出て来ると思ひますけれども、主たる点は、むしろ地方の行政事務を府県とか市町村とか、そういうものにいかん配分するかということが主題となつて神戸報告が出ておるわけでございすから、今後出ましても、今度の行政機構の改革というものはそう大して閣連はない、地方の行政制度が神戸委員会によつて非常に動かされて行く、こういうことになりす。

○木村(衆)委員 それは御説明の通りですけれども、しかしそうとはいつても、国の委任事務とか、そういうものとの関係、あるいは今までやつておりました出先機関の問題、こういうものが相当あると思ひます。今度行政機構の改革によつてそういう出先機関といつたふうなものが、今の自治庁関係の末端行政との間において調整のとれますようなものが何かございすか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。もし神戸報告を忠実に実行して行つて、それで中央の事務を非常に縮減して行きたい、こういうことになりますれば、自然中央官庁の地方における出先機関というものも整理を受けるといふことになつて来るはずでございす。

○木村(衆)委員 そうしますと、大体今度の行政機構改革に伴つて、各県または町村の事務内容と申しますか、行政区分といつたものにも、相当変化があると見ていいわけですね。

○岡野國務大臣 將來地方制度調査会

を開きまして、そして神戸報告を実現するにつきては、地方の行政制度といふものが相当の変化が来るということはお説の通りであります。

○木村(衆)委員 話が少し横道に入るようですが、きのうかきようかの新聞に、青森県の県議員の方が除名処分になつた。それから青森の地裁の方へ不当処分に対して訴訟を起したが、異議の申立てを行つて除名の執行停止が決定された。これに対して自治庁の方では、総理大臣の名前で異議の申立てを行うといふようなことが出ていまして、私は法律家じやございせんので、その法的根拠はわからないですが、常識的に考えましても、行政権が司法権に干渉するやうな傾向と、もう一つは、末端の県でやつた自主的な除名がいいか悪いかは別問題として、一応決定しておるわけなんです。そこで裁判になつておるわけですが、こういうことに対して、自治庁あたりがそういう干渉といふと語弊がありますが、今のやうな御措置をなさるといふのは大体どういふ御方針から出しておるわけですか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私自治庁の長官といたしまして、地方の自治が確立し、同時に、地方の自治行政が円滑にやつて行けることをわれわれは常に指導、援助しておる次第でございす。そこで先般の問題は、青森県の県会におきまして、ある一議員が、その議会の内部の秩序を乱し、もしくは品位を傷つけるとかまたあるいは——自治法に、無礼の言葉をいうという場合にはとにかく懲罰をし得るということになつております。自治法には、地方の議会においてそういう意

味において秩序を保つことができるように議会の規則をつくりまして、そして懲罰の規則をつくつておるわけでございす。そこで青森県会といたしましては、ある一議員を、少くともこの議会の品位並びに秩序を保つためには除名をしなければならぬ、こういうやうな結論に到達しまして、そして合法的な手続をとつて除名をした次第でございす。そこで除名せられたところの一議員は、それは除名に値するものでないといふやうな意味で裁判を起して、その本訴が地方裁判所に受け付けられたという話でございす。そこでその本訴を受けけると同時に、その除名処分の執行停止といふことがで

きるわけでありまして、執行停止を裁判所に依頼してその裁判所が執行停止をしたのであります。ところが私も自治庁当局者としていたしましては、地方の議会は地方制度の最も重要な機関であると同時に、その議会が円滑に秩序正しく運営せられて行かなければ地方行政といふものは完璧を期することができない、こういう立場を持つております。そこで地方議会が合法的に懲罰をして、その懲罰をしましたところが、裁判所が本訴を受け付けたのはこれは司法権の発動としてごくけつてであります。その判決にまたなければなりませんけれども、その判決の下らない前に一応執行停止をされたといふことになりす。そういういたしますと、今までのやうな事案から考へまして、執行停止をしてゐる間に——實際は判決が非常に延びまして、その懲罰をいたしました結果といふものが無意味になつてしまふ。そういういたしますと、地方議会の秩序を保たうために懲罰規

則を設け、その懲罰規則を合法的にやつてしたことがいつもつがえされてしまふという結果になりまして、地方の自治といふものは安全にやつて行けない。また円滑にやつて行けない。こういうやうな意味におきまして、総理大臣がこれに対して異議を申し立てる。そうすれば、その裁判所が出した執行停止は一応取消することができ、こういうことになつておりますので、私どもの立場といたしましては、地方自治の確立の意味におきまして、地方議会の秩序を保たせる、円滑に地方行政がやつて行けるというやうな立場から、合法的にやつた懲罰といふものは、一応判決が確定するまではそのまま議会の意思を尊重してやつた方がよいだらう、こういう立場から総理大臣の異議を申立てて、その執行停止を除いてもらいたい、こういうやうなことをしようと思つてゐるわけでありす。

○木村(衆)委員 これは、社会党の鈴木さんの方が専門家だから御意見を承つてもよいと思ひますが、そういういつた御報告を聞きますと、何か法律上に不備な点があつて、私たちがしつとから見ましても、妙な争ひが起つて来るやうな印象を受けるわけですが。青森県の議会議長がそういうことをやるなら話がすぐわかるのですが、だしぬけに総理大臣にまで持つて来なければならぬといふことはどうもおかしいのです。これは法律上幾分欠陥があるのではないでしようか。鈴木さんあたりの御意見を伺つた方がよいかと思ひます。

○岡野國務大臣 私ども法律専門家でございせんから、そういう点に

しては御清足の行く答弁はできないか
と思ひます。しかしながら、判決は司
法権として尊重しなければなりません
が、執行停止ということは、裁判所の
方の一つの法律行為でございます。そ
こで、やはり行政事件訴訟特例法とい
う法律が出ておまして、執行停止も
できる。その執行停止が、国の行政の
必要上から、これはやめた方がよいだ
ろうというような場合には、やはり行
政の最高責任者であるところの総理大
臣がこれに異議を申し述べることで
きるような法律上の規定になっており
ますから、そこでお説のように、司法
権に行政権が関與するような形にも見
えますけれども、私はそれは認めない
で、一つの裁判所の法律行為に対して
行政の最高責任者たる総理大臣が異議
を申し立てることができるというよう
な法律が出ておりますので、それに上
つて私どもはやつておるわけでありま
す。

○木村(慶)委員 この問題は、木村法務總裁は意見が違つておつた。ところが反対派の大橋君あたりがどん／＼横車を押しまして、そうしてとう／＼吉田さんの異議の申立てが成立したように新聞紙が報道している。そういつた点を見ますと、法の解釈なんかでは正しい解釈があるのを、相当政治的に利用されたのではないかと考えるわけなんです。最近、こういつたことではありますせんが、何かというや平衡交付金の問題なんかをめぐつて府県が中央官庁の方から相当牽制を受けるような状態が多くて、陳情なんかもういつたのがたくさん来るのです。この点せつかくの行政機構改革の場合ですから――

―根本的には国家行政組織法なんかの

改正も必要になつて来ると思ひますが、もう少し明朗化といひますか田沼滑化といひますか、そういうたような御構想は、岡野さんは相当長期の専門家でいらつしやしまして御構想があると思ひますから、もしそういう点がありましたら承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御質問の問題よく私には受取れなかつたのでございますが、中央の機構改革をやりますときに、地方自治を担当する私からいろいろ構想があるだろうというような御質問でございますか。

○木村(榮)委員 私は言い方がへたなものですから……。各省の機構改革をやる場合に、各府県なんかで折衝とか、いろいろな事務の分配、所掌範囲とかいつたものは、ただ自治庁だけに集まつているわけじゃなく、各省は各省なりに連絡があるわけでしよう。そういう機構改革をやる場合に、たとえば便利の悪い点はあなたの方から意見を出しになつて各府県との連絡調整といったことも加味して改革した方がいいのではないか、そういう場合の御意見を行政管理庁なら行政管理庁の方へあなたの方からお出しになることができますか、またお出しになったことがありますか、こういうわけです。

○岡野国務大臣 御承知の通りに市町村も自然間接的な影響は受けますが、都道府県の仕事と申しますものは、その七、八割が中央から委任された事務を取扱っているのです。でございますから地方の行政をいろいろ検討いたしますと、各省から出て来るいろいろな委任事務がどう改正されたらいいだろうということになるのであります。その点につきましては、われわれ

れ地方行政簡素化本部でいろいろ研究した結果、各省のこういう法律をこう直したらいいだろう、ああ直したらいいだろうという、ある程度の腹案ができております。しかしながら今回の中央の行政機構改革は機構をとにかく改めるのでありまして、事務の整理は後日に残されておる次第でございますから、まだそういうことがほんとうにでき上るかどうかわかりませんが、われわれといたしましては、事務整理を主とする法令の研究を中央でやることにな

つております。われ／＼は地方から見たところの中央の政治の地方への流れ方について相当の意見を持つておりますから、それができまうときには、われわれは両方合せまして事務を中央地方共同で整理して、そうして都道府県

と各省とのつながりに対して相当な調整をつけて行きたい、こう考えております。でございますから、今回の機構の改革と事務の整理とは別のこととお考えください。つけこうであります。

○木村(衆)委員　午前中保安庁法の説

明を受けたのですが、これを見ますと、将来保安隊の隊員を募集いたします場合に、市町村へ割当といいますか委任といいますが、そういうふうなことをやるようになっておるようでございますが、これは県へ行つて、県から市町

村へ行くのですか、直接市町村に行くのですか。

○岡野園務大臣 私、詳しい手続は存じませんから、事務当局が知つておれば、ちよつと事務局の方から……。

○鈴木(俊)政府委員 警察予備隊の隊

員、海上保安庁の保安官、警備官の募集に關する事務は、都道府県知事と市町村長が行う、市町村に対しては都道府

府県知事が指揮監督をする、こういう形になつておるわけであります。

○木村(榮)委員 今度できます保安庁なら保安庁の方から各都道府県の方へ連絡するわけでしようが、これはあなただけの方の自治庁の手を経てやるのでなくて、直接やるわけです。

につきましたは、それ／＼各省が直接
都道府県知事なり市町村長に對しまし
て指揮をなし、あるいは指導、助言をす
るわけであります。

○木村(榮)委員 これはまあ聞いたつ
て御容弁なさらないでしょうが、この

「ごろ各村をまわつてみますと、また徴兵検査みたようなことをやらなければならぬので兵事係を置かなければならないというようなことを言つておる。このことが今のようなことと関連してゐることではないかと思うので

す。ところで保安隊といへば軍隊だということとは、何人も大体認識しておるという時代に現在なつて来ておりまして、再軍備反対とか徴兵反対とかいふ氣勢が非常に大きく出ておるのです。が、そうした情勢の中でそういつたこ

とが円滑に行くと岡野国務大臣はお考
えてございまいしうか。大橋国務大臣
は円滑に行くと思つたからやつたのだ
と思いますが、今度は立場をかえて岡
野さんの方ではそういう点、かうまく行
くかどうかお考えになつたことがある

か、御答弁を願いたいと思います。
岡野国務大臣 ちよつと私予想がつきませんが、都道府県知事に委託して、元の徴兵ではなくて志願募集にして志願者を受け付け、その志願者を中央に伝達するというような仕事は、都道府県

知事とし、また市町村長としてもでき

ると私は思います。

○**岡野國務大臣** あれは國の委託事務移
でがまして、全額國庫負担でやりま
用から出るのでそれとも警察予備隊の習
いうことの費用は、平衡交付金から出
○**木村(義経)議員** も二、三千万
から、地方の財政にも、予

すから、地方の財政に付し、増徴せざることを要する。ぬことになつております。

○鈴木(義)委員　簡単に二、三点承つておきたいと思ひます。この自治庁が、今度設けられることになりまして、地方自治に関する事務を総合統一するものになります。地方の内部事務は夏

選挙を設け、中央選挙管理委員会をこの中に授け、中絶して行くことは、選挙はできるだけ政治の時代になつて行くのでありますから、内閣、こ

「日本経済新聞」昭和二十一年三月九日

とにその官所の一部局に委員会を置く、さしずは事実上しないかもしれないが、せんが、ある種の影響を與へ得るような地位に置くことは適當でないと思ふのであるが、その点政府の所見はいかかであるか、その点。

す。御承知の通りに、参議院の地方選出議員とか、参議院の議員とかいうようなものは、従来通り都道府県の選挙管理委員会がこれをやつて行くわけでありまふ。今回残りましたのは、参議院の全国選出議員のほうで、上

議院の至國選出の議員のお世辭をする、こういうことでございます。しかしそのやりまうところの中央選挙管理委員というのは、国会が御指名になつたのを總理大臣が任命するということでございまして、ニュートラルな

次第でございまして、自治庁が特にそれに関與することはございません。た

集めて大規模なことをやるのはもつともでありますが、自治庁がちゃんとしてきてこういふふうに発足するのですから、參與が十人もあれば十分であらうと思われるのに、さらに地方制度調査会ですとか、五十人、二十人などといふ委員をつくることは、いわゆる総花主義の、船頭多くして船山に登る体のも、あまり実益の上らないものをおつくりになるのではないかということを懸念してお尋ねをいたしたわけであります。

きるといふことと、政治上やるべきであるかないかということは別問題であると思う。私はあの事件の内容をほぼ承知いたしておりますが、かりにその議員の発言が不穏当であつたとしても、この国会でも始終起ることではありませんが、このご懸念はやりであつて、多数党横暴である。何か氣に食ふねことを申し上げるとか、あるいは野人風にならざる発言があると懲罰に付する、そうして陳謝文を朗読させる。朗読しなければ、院議無視で、除名と、簡単に死刑の執行をやるわけでありまして、そうなりますと、元來これは裁判所に訴えるなというよりはよろしくない、不見識なことでありまして、われ／＼やるべきでないと思ひますけれども、多数党の横暴を阻止する道は裁判所に訴えるよりほかなくなつて来る。青森県の場合もそれである。裁判所に訴えた。裁判所事由ありとして、仮処分で一応議員たるの権利の行使を許しておる。それを総理大臣が無理にとめる。この裁判所のやつた判断が正しいかどうか、これは別問題です。私は議論の余地はあると思ひます。ことにそういうことについて、仮処分を許すことが妥當なりやいなやということ、議論があると思ひますが、しかし裁判所が間違つたことをやつたら、最高裁判所がこれを是正するのである。そのために司法権と行政権は分立しておるわけだ。それに介入して行くことは好ましからざることだと思ふのですが、自治庁長官としてどういふふうにお考えになつておるか、いま一度承つておきたいと思ひます。

○岡野國壽大臣 お答え申し上げます。地方自治を尊重していただけるといふ言葉をいただきましたが、私としては満足限りない次第であります。その意味におきまして、われ／＼といったしましては、議会の合法的決定に対しては、できるだけこれを尊重して行きたい、こういう念願であります。そこで先ほども仰せのごとく、あの除名処分がいかに悪いか、すなわち除名してかかるべき原因があつたかどうか、またそういうことに對して司法権がこれに干渉して、そして司法権が独自の立場においてこれの判決を下されることについては何らの異論がないわけでありまして。しかしながらあの執行停止の法律行為によつて、地方の議会の決定したことが無意味になつてしまふというおそれが出て来ては、これは地方自治を満足に尊重して行くわけに参りません。こういう行政的の立場から、われ／＼といったしましては総理大臣に異議を申し立てた。それからまた法制上から行きまして、一方行政事件訴訟特例法において裁判所は執行停止をすることができるとし、同時にその同じ条文に、総理大臣は行政の最高の長官としてこれに對して異議を申し述べることができるとございますから、これは両方とも――片方は行政の立場から、片方は司法権の立場から、両方とも法律行為をし得るということになつております。われ／＼といったしましては、不幸にしてその裁判所と見解を異にいたしました。その見解を異にしたということは、地方自治を尊重するといふ意味において総理大臣に異議を申し立てることが適當であらうと思つてやつたことで、裁判所の方では、これは停止した方がいだらうということをやつた。その両方の対立が當然予想

されればこそ、片方にあの同じ法律の中に執行停止という規定を置き、同時に総理大臣に異議を申し立てる権限も残しているといふことで、私は行政上の立場から異議を申し立て、地方議会の円満なる運営を生かして行きたい、自治を尊重して行きたい、こういうことから総理大臣の異議申立ての権限を發動したわけでありまして。

○鈴木(義)委員 これ以上は議論になりますから略しますけれども、それは非常に違ふと思ふのであります。総理大臣が行政処分の執行を停止する権限を持つてゐるのは、これは内閣各省のやつた行政処分に対してでありまして、立法の精神はそうなんです。総理大臣が青森県會議長のかかりをやることは間違つたことであると信ずる。むしろそれは青森の縣會議長が裁判所に向つて反對の提訴をしてやるべきことでありまして、そういうことは出過ぎたことである。それだから、自治というものを尊重しないことになると思はれるのであります。意見を闘わすことが問題でありませんか省略いたします。いろ／＼聞きたいことはありますけれども、私もちよつと約束がありますので、これで打切つておきます。

○八木委員 次会は明十五日午前十時半より開会いたします。

本日はこの程度にて散会いたします。

午後三時五十八分散会

昭和二十七年五月二十四日印刷

昭和二十七年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所